

RECEIVED

29 MAR 1996

(T) (R) (P)

(Other law)

○商標法施行規則

[昭和三十五年三月八日号外]
[通商産業省令第十三号]

沿革

- 昭和三十九年 二月 八日通商産業省令第七号(第一次改正)
- 昭和四〇年 七月一九日通商産業省令第八八号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 昭和四五年一〇月一七日号外通商産業省令第一〇一号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)
- 昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一二二号(特許法施行規則の一部を改正する省令附則五条による改正)
- 昭和五〇年 九月二三日通商産業省令第八五号(第二次改正)
- 昭和五三年 三月三十一日号外通商産業省令第一四号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)
- 昭和五六年 四月三〇日通商産業省令第二三三号(特許法施行規則の一部を改正する省令附則四条による改正)
- 昭和五七年一二月三〇日通商産業省令第七四号(第三次改正)
- 昭和五九年 六月二九日通商産業省令第四四号(并理士試験規則等の一部を改正する省令五条による改正)
- 昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)

第四章 商標に関する法令

- 昭和六〇年一二月一一日通商産業省令第七四号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)
- 昭和六二年 五月二九日通商産業省令第三七号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)
- 昭和六二年一二月 八日通商産業省令第七三三号(特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令附則二条による改正)
- 平成 元年 四月二五日通商産業省令第一六号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)
- 平成 二年 九月一二日号外通商産業省令第四一号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則八条による改正)
- 平成 三年一〇月三十一日号外通商産業省令第七〇号(第四次改正)
- 平成 五年一月 八日号外通商産業省令第七五号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)
- 平成 七年 六月二七日号外通商産業省令第七七号(特許法施行規則等の一部を改正する省令五・六条による改正)

商標法施行規則

商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十四条第三項および第七十三条ならびに第七十七条第五項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第八十九条の規定に基づき、ならびに商標法を実施するため、商標法施行規則を次のように制定する。

商標法施行規則

(申請書)

第一条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四条第一項第十七号の規定による産地の指定を受けようとするぶどう酒又は蒸留酒の製造を業とする者(これらの者を構成員とする組合を含む。以下「ぶどう酒等製造業者」という。)は、様式第一により作成した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

2 当該ぶどう酒等製造業者が法人であるときは、前項の申請書にその定款又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

本条…追加[平成七年六月通産令五七号]

(審理)

第一条の二 特許庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該ぶどう酒又は蒸留酒の産地、産地を表示する標章、品質、社会的評価その他必要な事項について審理しなければならない。

本条…追加[平成七年六月通産令五七号]

[特許九六]

(指定)

第一条の三 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしたときは、その旨を当該どう酒等製造業者に通知し、かつ、商標公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしなかつたときは、その旨及びその理由を当該どう酒等製造業者に通知しなければならない。

本条…追加(平成七年六月通産令五七号)

(指定の取消し)

第一条の四 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をした産地について指定が不相当であると認められる事実があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該どう酒等製造業者に通知し、かつ、その旨を商標公報に掲載しなければならない。

本条…追加(平成七年六月通産令五七号)

(願書の様式)

第二条 願書(次項から第八項までの願書を除く)は、様式第二により作成しなければならない。

2 連合商標の商標登録出願についての願書は、様式第二の二により作成しなければならない。

3 商標法第十条第一項の規定による商標登録出願又は同法第六十条第一項において準用する同法第十条第一項の規定による防護標章登録出願についての願書は、様式第三により作成しなければならない。

4 商標法第十一条第一項または第二項の規定による商標登録出願についての願書は、様式第三の二により作成しなければならない。

5 商標法第十二条第一項の規定による商標登録出願または同法第六十五条第一項の規定による防護標章登録出願についての願書は、様式第三の三により作成しなければならない。

6 商標権または防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。

7 防護標章登録出願についての願書(第三項、第五項及び次項の願書を除く)は、様式第五により作成しなければならない。

8 商標法第十七条の二第一項において準用する意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第十七条の三第一項に規定する商標登録出願又は商標法第六十八条第二項において準用する同法第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する防護標章登録出願についての願書は、様式第六により作成しなければならない。

一項…一部改正・四・五項…追加・旧四・五項…二項ずつ繰下〔昭和四五年一〇月通産令一〇一〇号〕、一・七項…一部改正・八項…追加〔昭和五〇年九月通産令八五号〕、八項…一部改正〔昭和六〇年一〇月通産令四五号・平成五年一月七五号〕、一―三項…一部改正・旧一条…繰下〔平成七年六月通産令五七号〕

(副本の提出)

第二条の二 願書(次項の願書を除く。)を提出するときは、その副本二通を提出しなければならない。

2 商標権又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の願書についての願書を提出するときは、その副本一通を提出しなければならない。

本条…追加〔平成三年一〇月通産令七〇号〕、旧一条の二…繰下〔平成七年六月通産令五七号〕

(商標登録を受けようとする商標を表示した書面等の提出)

第二条の三 商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を表示した書面は、その副本四通とともに提出しなければならない。

本条…一部改正〔昭和五〇年九月通産令八五号・六〇年十二月七四号〕、旧二条…繰下〔平成七年六月通産令五七号〕

(商品及び役務の区分)

第三条 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第一条の規定による商品及び役務の区分に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

見出・本条…一部改正〔平成三年一〇月通産令七〇号〕

〔特許九六〕

(出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合の手続)

第三条の二 商標登録出願について商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする者は、当該商標登録出願の願書にその旨および必要な事項を記載して同条第二項に規定する同条第一項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出を省略することができる。

本条…追加〔昭和四五年一〇月通産令一〇一〇号〕

(名義人変更届の様式)

第三条の三 商標法第十三条第二項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第七によりしなければならない。

本条…追加〔昭和五〇年九月通産令八五号〕、一部改正〔昭和六〇年一〇月通産令四五号〕

(登録異議申立書等の様式)

第三条の四 商標法第十六条の四第二項の登録異議申立書は、様式第七の二により作成しなければならない。

2 商標法第十六条の六の答弁書は、様式第七の三により作成しなければならない。

本条…追加〔平成七年六月通産令五七号〕

(登録異議の申立てについての決定の記載事項)

第三条の五 商標法第十六条の七第一項の決定には、次に掲げる事項を記載し、決定をした審査官が記名し、印を押さなければなら

ない。

- 一 商標登録出願の番号
- 二 商品及び役務の区分
- 三 商標登録出願人及び登録異議申立人並びにこれらの代理人の氏名又は名称
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

本条…追加〔平成七年六月通産令五七号〕

(決定の謄本の送付)

第三条の六 特許庁長官は、審査に関し決定があつたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、その謄本を商標登録出願人及び登録異議申立人に送付しなければならない。

本条…追加〔平成七年六月通産令五七号〕

(登録商標の使用に関する書類の様式)

第三条の七 商標法第二十条の二第一号の書類は様式第八により、同条第二号の書類は様式第九により作成しなければならない。

本条…追加〔昭和五〇年九月通産令八五号〕、旧三条の四…繰下〔平成七年六月通産令五七号〕

(商標権の移転の公告)

第四条 商標法第二十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項を日刊新聞紙に掲載することにより行なう。

- 一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法

人にあつては代表者の氏名

- 二 当該商標登録の登録番号
- 三 譲渡された商標権に係る指定商品又は指定役務

本条…一部改正〔平成三年一〇月通産令七〇号〕

(商標登録表示)

第五条 商標法第七十三条の商標登録表示は、「登録商標」の文字およびその登録番号とする。

(登録料納付書の様式)

第五条の二 登録料を納付するときは、商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は様式第十により、商標権又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は様式第十一により、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。

本条…追加〔昭和五三年三月通産令一四号〕、一項…一部改正〔昭和五七年一月通産令七四号〕、見出…一項…一部改正・二項…削除〔平成二年九月通産令四一號〕

(特許法施行規則等の準用)

第六条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第一章（総則）（第一条の二、第四条の二第一項、第八条（様式第四章）に係る部分に限る。）、第九条の二（様式第九及び様式第十一に係る部分に限る。）、第九条の三、第十条の二、第十一条第一項（様式第十三に係る部分に限る。）及び第二項、第十一条の二、第十一

条の四（様式第十六に係る部分に限る。）、第十二条、第十三条の二、第十四条第一項並びに第十八条第四項を除く。）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行規則第二章の二（博覧会の指定）の規定は、商標法第四条第一項第九号および第九条第一項の規定による日本国内において政府および地方公共団体以外の者が開設する博覧会の指定に準用する。

3 前項の規定により商標法第四条第一項第九号の規定による博覧会の指定を受けようとする者は、申請書に当該博覧会の賞を表示した書面を添付しなければならない。

4 特許法施行規則第二十六条第二項、第二十七条、第二十七条の三の三（様式第三十七に係る部分に限る。）、第二十七条の四、第二十八条、第二十八条の二（様式第三十九に係る部分に限る。）、第二十八条の三（様式第四十一に係る部分に限る。）、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び添付書面の援用）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書又

は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

5 特許法施行規則第四章（特許出願の審査）（第三十一条の二、第三十一条の三、第三十二条（様式第四十八に係る部分に限る。）及び第三十七条を除く。）並びに第五十条、第五十条の二、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願の審査に準用する。

6 第三条の四から第三条の六までの規定は、防護標章登録出願に係る登録異議の申立ての審査に準用する。

7 特許法施行規則第五章（判定）の規定は、商標法第二十八条第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の判定に準用する。

8 第三条の四及び第三条の五並びに特許法施行規則第八章（審判及び再審）の規定は、審判及び再審に準用する。

9 特許法施行規則第一条の二（提出物件票）の規定は、登録料の納付に準用する。

10 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第六条の二及び第六条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の請求、添付書面の援用）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、「図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標を表示した書面」又は「防護標章登録を受けよう

とする標章を表示した書面」と読み替えるものとする。

二・六項：一部改正（昭和三十九年二月通産令七号）、二・三項：追加・旧二一六項：二項ずつ繰下（昭和四〇年七月通産令八八号）、四・八項：一部改正（昭和四五年一〇月通産令一〇一号）、四項：一部改正（昭和四五年二月通産令一一二号）、一・四項：一部改正（昭和五〇年九月通産令八五号）、八項：削除（昭和五三年三月通産令一四号）、四項：一部改正（昭和五六年四月通産令二三号）、見出・四項：一部改正・八項：追加（昭和六〇年一〇月通産令四五号）、五項：一部改正（昭和六二年一二月通産令七三号）、一・四・五項：一部改正・八項：追加・旧八項：一部改正し九項に繰下（平成二年九月通産令四一四号）、一・九項：一部改正（平成三年一〇月通産令七〇号）、一項：一部改正（平成五年一月通産令七五号）、一・四・五項：一部改正・六項：追加・旧七・九項：一部改正し一項ずつ繰下・旧六・八項：一項ずつ繰下（平成七年六月通産令五七号）

註 一項で準用する特許法施行規則七条二号の「告示」は特許登録令等の規定により告示で定める図

附 則

1 この省令は、商標法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

2 商標法施行規則（大正十年農商務省令第三十六号）は、廃止する。

附 則 （昭和三十九年二月八日通商産業省令第七号）

この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附 則 （昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八八号）

この省令は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十

月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和四〇年八月条約第九号）への加入の効力発生の日（昭和四〇年八月二一日）から施行する。

附 則 （昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一号）

1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則 （昭和四五年一二月二日通商産業省令第一二二号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八五号）

1 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、第三条の四の改正規定は、昭和五十三年六月二十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 前項の規定は、第三条の四の改正規定の施行の際現に特許庁に

〔特許九六〕

係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に準用する。

附 則 〔昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号〕

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附 則 〔昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附 則 〔昭和五七年一月三〇日通商産業省令第七四号〕

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 〔昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号〕

1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基

第四章 商標に関する法令 商標法施行規則

〔特許九六〕

づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附 則 〔昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

附 則 〔昭和六〇年二月一日通商産業省令第七四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和六二年五月二九日通商産業省令第三七号〕

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則 〔昭和六二年二月八日通商産業省令第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成元年四月二五日通商産業省令第一六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二年九月二二日通商産業省令第四一號抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、法（工業所有権に関する手続等の特例に關す

る法律（平成二年六月法律第三〇号）の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。（後略）

附 則 （平成三年一月三十一日通商産業省令第七〇号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

（使用に基づく特例の適用の主張をする場合の手続）

第三条 商標登録出願について改正法附則第五条第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、当該商標登録出願の願書にその旨を記載して、改正法附則第六条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。

（特例商標登録出願の分割をする場合の手続）

第四条 改正法附則第五条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願（以下「特例商標登録出願」とい

う。）について、改正後の商標法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定により新たな商標登録出願をしようとするときは、当該商標登録出願の願書にもとの商標登録出願が特例商標登録出願である旨を記載しなければならない。

（特例商標登録出願の変更をする場合の手続）

第五条 特例商標登録出願について、新法第十一条第一項又は第二項の規定により新たな商標登録出願をしようとするときは、当該商標登録出願の願書にもとの商標登録出願が特例商標登録出願である旨を記載しなければならない。

（他の特例商標登録出願がある旨の通知）

第六条 審査官又は審判長は、改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する新法第八条第二項の規定により二以上の特例商標登録出願に係る商標について商標登録を受けることができる場合において、当該特例商標登録出願の二以上について出願公告をすべき旨の決定があったときは、当該商標登録出願人に対し他に商標登録を受けることができる特例商標登録出願がある旨及びその番号をそれぞれ通知しなければならない。

（商標の使用説明書の様式）

第七条 改正法附則第六条第一項に規定する書類は、附則様式第一により作成しなければならない。

[備考]

附則様式第1 (附則第7条関係)

商標の使用説明書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 商標登録出願人

住所 (居所)

氏名 (名称) ㊟

3 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称) ㊟

4 商標の使用者

住所 (居所)

氏名 (名称)

商標登録出願人との関係

5 商標の使用に係る役務名

6 商標の使用場所

7 商標の使用の事実を示す書類

8 業務を行っている事実を証明する書類

[備考]

1 用紙は、日本工業規格A列4番 (横21cm、縦29.7cm) の大き

紙目料 権限を認める場合 権限が地に限る

さとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各3cmをとる。

3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうに、かつ、容易に消すことができないように書く。

4 2以上の「商標の使用説明書」を作成する場合は、商標の使用説明書を各別に作成し、その商標の使用説明書に、「商標の使用説明書(1)」、「商標の使用説明書(2)」のように番号を付して区別する。商標の使用者が2人以上いる場合についても同様とする。

5 「事件の表示」の欄には、「平成何年商標登録願第何号」のように商標登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願第何類」のように商標登録出願の年月日並びに商品及び役務の区分を記載する。この場合において、当該商標登録出願に「商標登録願(1)」、「商標登録願(2)」のように番号を付けて区別しているときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願第何類」に続けてその番号を記載する。

6 「住所 (居所)」及び「氏名 (名称)」の読み方が難解であると

四三六八

き又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。

- 7 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。
- 8 「商標登録出願人」及び「代理人」の欄の「氏名(名称)」は、法人にあっては、名称とその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 9 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄には記入するには及ばない。
- 10 「商標の使用説明書」を願書に添付する場合は、「事件の表示」、「商標登録出願人」及び「代理人」の欄には記入するには及ばない。
- 11 「商標登録出願人との関係」は、商標登録出願人と商標の使用人との関係について「本人」、「子会社」、「組合構成員」、「加盟店」等のように記載する。なお、「本人」以外の場合は、商標登録出願人と商標の使用人との関係を証明する書類を提出しなければならない。
- 12 「商標の使用に係る役務名」の欄には、商標の使用に係る役務の名称を具体的に記載する。
- 13 「商標の使用場所」の欄には、商標の使用者の営業所、事務

所その他その商標の使用がされた場所のいずれか1の所在地を具体的に記載する。

- 14 「商標の使用の事実を示す書類」は、次の要領により作成する。
 - イ 商標が付された「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」又は「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物」を撮影した写真、商標が掲載された役務に関するパンフレット又はカタログ、商標が掲載された役務に関する広告その他役務についての商標の使用の事実を示す資料を日本工業規格A列4番の大きさの紙に容易に離脱しないようにはり付け、割印する。
 - ロ 写真をはり付ける場合は、その写真の大きさは、手札判を原則とし、日本工業規格A列4番の大きさ以下とする。写真以外の資料をはり付ける場合は、その資料の大きさが日本工業規格A列4番の大きさより大きいときは、それ以下に折り畳むものとし、その資料の厚さ（日本工業規格A列4番の大きさより大きい資料にあっては、それを折り畳んだときの厚さ）は、0.7cm以下とする。
 - ハ 写真をはり付けた場合は、写真をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は写真をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の紙に次の事項を記載する。この場合において

て、次の事項を記載した紙と写真をはり付けた紙とが別になっているときは、両者を連続してとじる。

- ① 撮影年月日
- ② 撮影者の住所（居所）及び氏名（名称）

ニ 写真以外の資料をはり付けた場合は、資料をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は資料をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の大きさの紙に次の事項を記載する。この場合において、次の事項を記載した紙と写真以外の資料をはり付けた紙とが別になっているときは、両者を連続してとじる。

- ① 資料の名称
- ② 資料の作成年月日
- ③ 資料の作成者の住所（居所）及び氏名（名称）

15 「業務を行っている事実を証明する書類」は、指定職務に係る業務を行っていることを証明するため、原則として、日本標準産業分類の細分類又は細分類の各項目に例示されている産業名を単位とする証明書（営業許可書又はその謄本、商工会議所、同業組合又は同業者団体等の営業証明書等）であることを要する。資料の大きさが日本工業規格A列4番の大きさより大きいときは、それ以下に折り畳むものとする。

16 訂正したときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。

17 とじ方は左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

(使用に基づく特例の適用の主張の取下げの様式)

第八條 改正法附則第五條第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張の取下げは、附則様式第二によりしなければならない。

附則様式第2（附則第8条関係）

使用に基づく特例の適用の主張取下書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 商標登録出願人
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） ㊟

〔備考〕

附則様式第1の備考1から3まで、5から9まで、16及び17の備考と同様とする。

(特例商標登録出願に係る名称人変更届の特例の様式)

第九條 新法第十三條第二項において準用する特許法第三十四條

第四項又は第五項の規定による特例商標登録出願についての承継の届出は、その承継が当該特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともにされたものである場合は、附則様式第三によりしなくてはならない。

附則様式第3 (附則第9条関係)

商標登録出願人名義変更届 (特例商標登録出願)

特許
印紙

平成 年 月 日

(円)

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 承継人
 - 住所 (居所)
 - 氏名 (名称) ㊦
 - 業務
 - (国籍)
- 3 代理人
 - 住所 (居所)
 - 氏名 (名称) ㊦
- 4 添付書類の目録

- (1) 承継人であることを証明する書面 1通
- (2) () 通

〔備考〕

- 1 特許印紙の下にその額を括弧をして記載する。
- 2 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は、不要とする。
- 3 「承継人」又は「代理人」の欄の住所の次になるべく承継人又は代理人の有する電話の番号を記載する。
- 4 「業務」は、原則として日本標準産業分類の小分類又は細分類により、承継人が現に行っている業務を記載する。
- 5 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。
- 6 「承継人であることを証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」及び「指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」、相続によるときは「戸籍の謄本」、「住民票」及び「指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」、法人の合併による場合は「登記簿の謄本」とし、譲渡証書を次の文例により作成した場合には、「指定役務に係る業務を承継したことを証する書面」の提出を要しない。

(文例)

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

〔葉詰長〕

〔特許九六〕

だし、〔中略〕第六條の規定〔中略〕は、平成八年一月一日から施行する。

住所（居所）

譲受人 殿

住所（居所）

譲渡人 ㊦

下記の商標登録出願により生じた権利を指定役務に係る業務とともに貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

商標登録出願の番号

- 7 届出書と添付書類との間及び添付書類各ページの間に割印する。
- 8 その他は、附則様式第1の備考1から3まで、5から9まで、16及び17の備考と同様とする。

附 則（平成五年十一月八日通商産業省令第七五号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

附 則（平成七年六月二十七日通商産業省令第五七号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。た

第四章 商標に関する法令 商標法施行規則

四三九ノ七(四四〇)

様式第1 (第1条関係)

ぶどう酒又は蒸留酒の産地指定申請書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

- 1 ぶどう酒又は蒸留酒の産地
- 2 ぶどう酒又は蒸留酒の種類
- 3 ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章
- 4 申請人
住所 (居所)
氏名 (名称) ㊞
- 5 添付書類の目録
 - (1) 定款又はこれに準ずるもの 1通
 - (2) ぶどう酒又は蒸留酒の品質等を説明する書類 1通
 - (3) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の使用の事実を示す書類 1通
 - (4) () 通)

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番 (横21cm、縦29.7cm) の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。
- 4 「ぶどう酒又は蒸留酒の産地」の欄には、商標法第4条第1項第17号に規定する特許庁長官の指定を受けようとするぶどう酒又は蒸留酒 (以下「ぶどう酒等」という。)の産地を何県、何郡、何村のように記載する。当該産地の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 「ぶどう酒又は蒸留酒の種類」の欄には、原則として、日本標準商品分類により、「ぶどう酒」「しょうちゅう」のようにぶどう酒等の商品名を記載する。
- 6 「ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章」の欄には、指定を受けようとする産地において製造するぶどう酒等に使用している産地の表示を記載する。
- 7 「住所 (居所)」及び「氏名 (名称)」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
- 8 「住所 (居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のよう

に詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。

- 9 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。
- 10 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。
- 11 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 12 「ぶどう酒又は蒸留酒の品質等を説明する書類」は、ぶどう酒等の確立した品質、社会的評価その他の当該ぶどう酒等の特徴を説明する書類とする。
- 13 「ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の使用の事実を示す書類」は、標章が付されたぶどう酒等を撮影した写真、標章が付されたぶどう酒等が掲載されたパンフレット又はカタログ、標章が付されたぶどう酒等が掲載された広告その他の標章の使用の事実を示す資料とする。

本様式…追加〔平成7年6月通産令57号〕

様式第2 (第2条関係)

商 標 登 録 願

平成 年 月 日

特 許
印 紙

(円)

特許庁長官 殿

1 指定商品 (指定役務) 並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品 (指定役務)

2 商標登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

業務
(国籍)

3 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

4 添付書類の目録

- (1) 商標登録を受けようとする商標を表示した書面 1 通
- (2) 商標登録を受けようとする商標を表示した書面の副本 4 通
- (3) (通)

[備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各3cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙の下にその額を括弧をして記載する。
- 5 「指定商品(指定役務)」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。また、2以上の商品(役務)を指定する場合は、それぞれの指定商品(指定役務)の区切りにコンマ(,)を付さなければならない。
- 6 商標登録を受けようとする商標を表示した書面は、次の要領により作成す

商標登録を受けようとする商標を表示した書面

㊞

㊞

[特許九六]

- る。
- イ 用紙の大きさは8cm平方とする。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさのものを用いてもよい。
- ロ 用紙は、パラフィン紙その他表示される文字、図形等が容易にはげおちるおそれがあるものを用いてはならない。
- ハ 描き方は濃墨、容易に変色若しくは退色しない絵の具で剥離しないように鮮明に描くか、あるいは印刷又は複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆、インキ、クレヨン又はカーボンペーパーを使用してはならない。
- ニ 活字により商標を表示するときは、見やすい大きさの活字（原則として20ポイントから42ポイントまでの大きさの活字）を用いる。
- ホ 商標登録を受けようとする商標を表示した書面は、写真、青写真又ははり合わせたものであつてはならない。
- 7 商標登録を受けようとする商標を表示した書面は、願書の右上方に願書の記載事項が隠れないように、かつ、容易に離脱しないようにはり付け、割印し、その副本4通のうち1通については、願書の副本の右上方に願書の記載事項が隠れないように、かつ、容易に離脱しないようにはり付け（この場合、割印は不要とする。）、その他の3通については、日本工業規格A列4番の大きさの紙にその書面の上部だけをはり付けて願書に添付する。
- 8 商標法第5条第3項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第3項ただし書の適用」と記載し、商標登録を受けようとする商標を表示した書面1通を更に当該説明書に離脱しないようにはり付け、その書面の用紙の色彩と同一の色彩を付すべき部分から引出線を引き、その旨を記載する。
- 9 「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
- 10 「商標登録出願人」又は「代理人」の欄の住所の次になるべく商標登録出願人又は代理人の有する電話の番号を記載する。
- 11 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。
- 12 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。
- 13 「業務」は、原則として、日本標準産業分類の小分類又は細分類により、出願

人が現に行っている業務を記載する。この場合において、出願人が業務を行っていないときは、その旨を記載する。

- 14 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。
- 15 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 16 商標登録出願人に係る代表者選定届を願書に添付するときは、「商標登録出願人」の欄には、代表者選定届に記載された代表者を初めに記載し、住所(居所)の上に「代表出願人」と記載する。
- 17 第3条の2の規定により出願時の特例の規定の適用を受けたい旨を願書に記載し、又は第6条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により優先権の主張をする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、願書の用紙の上の余白部分に記載する。
- 18 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。
- 19 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 20 願書と添付書類との間及び添付書類各葉の間に割印する。
- 21 同時に2以上の商標登録出願をするときは、その商標登録願に、「商標登録願(1)」、「商標登録願(2)」のように番号を付けて区別する。

本様式…一部改正〔昭和39年2月通産令7号・45年10月101号・12月112号・50年9月85号・56年4月23号・59年6月44号・60年10月45号・12月74号・平成元年4月16号・3年10月70号・5年11月75号〕、一部改正・旧様式1…繰下〔平成7年6月通産令57号〕

様式第2の2 (第2条関係)

連 合 商 標 登 録 願

平成 年 月 日

特 許
印 紙

(円)

特許庁長官 殿

1 指定商品 (指定役務) 並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品 (指定役務)

商標登録を受けようとする商標を表示した書面

2 連合商標の表示

3 商標登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

㊞

業務
(国籍)

4 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

㊞

5 添付書類の目録

- (1) 商標登録を受けようとする商標を表示した書面 1通
- (2) 商標登録を受けようとする商標を表示した書面の副本 4通
- (3) () 通

[備考]

- 1 「連合商標の表示」の欄には、その連合商標が登録商標であるときは「商標登録第何号」のようにその登録番号を、その連合商標が商標登録出願中の商標であるときは「平成何年商標登録願第何号」のようにその商標登録出願の番号を記載する。ただし、その商標登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願」のようにその商標登録出願の年月日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考と同様とする。

本様式…一部改正〔昭和39年2月通産令7号・50年9月85号・59年6月44号・60年12月74号・平成元年4月16号・3年10月70号〕、一部改正・旧様式2…繰下〔平成7年6月通産令57号〕

〔特許九六〕

様式第3 (第2条関係)

第四章 商標に関する法令

商標法施行規則

特許
印紙
(円)

商標(防護標章)登録願

商標法第10条第1項(商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項)の規定による商標(防護標章)登録出願

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 指定商品(指定役務)並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品(指定役務)

商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面

2 原商標登録出願の表示

3 商標(防護標章)登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

㊦

業務
(国籍)

4 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

㊦

5 添付書類の目録

(1) 商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面

1通

(2) 商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面の副本

4通

(3) (通)

[備考]

1 「原商標登録出願の表示」の欄には、「平成何年商標(防護標章)登録願第何号(平成何年何月何日)」のようにもとの商標(防護標章)登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標(防護標章)登録願」のように記載する。

2 「業務」は、防護標章登録出願をする場合は、記載するには及ばない。

3 商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願をするときは、本様式中3から5までを1項ずつ繰り下げ、「2 原商標登録出願の表示」の欄の次に「3 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号」の欄を加える。

4 第6条第4項において準用する特許法施行規則第31条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。

5 その他は、様式第2の備考と同様とする。

本様式…一部改正〔昭和39年2月通産令7号・45年10月101号・50年9月85号・59年6月44号・60年12月74号・62年5月37号・平成元年4月16号・3年10月70号・7年6月57号〕

様式第3の2 (第2条関係)

特許 印紙	商 標 登 録 願	(商標法第11条第1項の規定による商標登録出願)	平成 年 月 日
(円)			
特許庁長官 殿			
1	指定商品 (指定役務) 並びに商品及び役務の区分		
	第 類		
	指定商品 (指定役務)	商標登録を受けようとする商標を表示した書面	
2	原商標登録出願の表示		
3	商標登録出願人		
	住所(居所)		
	氏名(名称)	Ⓜ	
	業務 (国籍)		
4	代理人		
	住所(居所)		
	氏名(名称)	Ⓜ	
5	添付書類の目録		
	(1) 商標登録を受けようとする商標を表示した書面	1 通	
	(2) 商標登録を受けようとする商標を表示した書面の副本	4 通	
	(3) (通)	

[備考]

1 「指定商品 (指定役務) 並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき事項が原商標登録出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「原商標登録出願と同じ」と記載する。

2 「原商標登録出願の表示」の欄には、「平成何年商標登録願第何号 (平成何年何月何日)」のようにもとの商標登録出願の番号および年月日を記載する。た

だし、もとの商標登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願」のように記載する。

- 3 商標法第11条第2項の規定による連合商標の商標登録出願をするときは、表題を「連合商標登録願（商標法第11条第2項の規定による連合商標登録出願）」とし、本様式中3から5までを1項ずつ繰り下げ、「2 原商標登録出願の表示」の欄の次に「3 連合商標の表示」の欄を加える。この場合において同欄には、その連合商標が登録商標であるときは「商標登録第何号」のようにその登録番号を、その連合商標が商標登録出願中の商標であるときは「平成何年商標登録願第何号」のようにその商標登録出願の番号を記載する。ただし、その商標登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願」のようにその商標登録出願の年月日を記載する。
- 4 第6条第10項において準用する意匠法施行規則第6条の3の規定により証明書又は商標登録を受けようとする商標を表示した書面の提出を省略するときは、「添付書類」の欄のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考と同様とする。

本様式…追加〔昭和45年10月通産令101号〕、一部改正〔昭和50年9月通産令85号・59年6月44号・60年10月45号・12月74号・平成元年4月16号・3年10月70号・7年6月57号〕

様式第3の3 (第2条関係)

特許
印紙
(円)

商標(防護標章)登録願

商標法第12条第1項(商標法第65条第1項)の規定による商標(防護標章)登録出願

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 指定商品(指定役務)並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品(指定役務)

2 原商標登録出願の表示

3 商標(防護標章)登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

業務
(国籍)

4 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

5 添付書類の目録

(1) 商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面

1通

(2) 商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面の副本

4通

(3) (

通)

[備考]

1 「原商標登録出願の表示」の欄には、「平成何年商標(防護標章)登録願第何号(平成何年何月何日)」のようにもとの商標(防護標章)登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標(防護標章)登録願」のように記載する。

2 「業務」は、防護標章登録出願をする場合は、記載するには及ばない。

3 商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願をするときは、本様式中3から5までを1項ずつ繰り下げ、「2 原商標登録出願の表示」の欄の次に「3 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号」の欄を加える。

4 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の2の備考1及び4と同様とする。

本様式…追加(昭和45年10月通産令101号)、一部改正〔昭和50年9月通産令85号・59年6月44号・60年12月74号・平成元年4月16号・3年10月70号・7年6月57号〕

様式第4 (第2条関係)

商標権 (防護標章登録に基づく権利) 存続期間更新登録願

第四章 商標に関する法令 商標法施行規則

特許
印紙
(円)

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 商標登録 (防護標章登録) の登録番号

2 更新登録出願人

住所 (居所)

氏名 (名称)

(国 籍)

3 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

4 添付書類の目録

(1) 登録商標の使用説明書 (登録商標の不使用についての正当理由説明書)

1 通

(2) (

通)

[備考]

1 「登録商標の使用説明書 (登録商標の不使用についての正当理由説明書)」は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をする場合は、添付するには及ばない。

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、9から12まで、14から16まで及び18から21までと同様とする。

本様式…一部改正 (昭和39年2月通産令7号・45年10月101号・50年9月85号・59年6月44号・平成元年4月16号・3年10月70号・7年6月57号)

様式第5 (第2条関係)

防 護 標 章 登 録 願

特 許
印 紙
(円)

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 指定商品 (指定役務) 並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品 (指定役務)

㊞
防護標章登録を受けようとする標章
を表示した書面

2 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号

3 防護標章登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

㊞

(国 籍)

4 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

㊞

5 添付書類の目録

(1) 防護標章登録を受けようとする標章を表示した書面 1通

(2) 防護標章登録を受けようとする標章を表示した書面の副本 4通

(3) (通)

[備考]

様式第2の備考1から12まで及び14から21までと同様とする。

本様式…一部改正〔昭和39年2月通産令7号・50年9月85号・59年6月44号・60年12月74号・平成元年4月16号・3年10月70号・7年6月57号〕

様式第6 (第2条関係)

商標(防護標章)登録願

特許
印紙
(円)

(商標法第17条の2第1項(商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項)において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標(防護標章)登録出願)

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 指定商品(指定役務)並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品(指定役務)

2 原商標登録出願の表示

3 商標(防護標章)登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

業務

(国籍)

4 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

5 添付書類の目録

(1) 商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面

1通

(2) 商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面の副本

4通

(3) (通)

[備考]

1 「指定商品(指定役務)並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき事項が原商標登録出願の願書に記載した事項と同じであるときは「原商標登録出願と同じ」と記載し、商標法第16条の2(同法第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定により却下された補正についての手続補正書に記載した事項と同じであるときは「平成何年何月何日にした補正と同じ」のように記載する。

2 「原商標登録出願の表示」の欄には、「平成何年商標(防護標章)登録願第何

商標(防護標章)登録を受けようとする商標(標章)を表示した書面

号（平成何年何月何日手続補正書提出）」のようにもとの商標（防護標章）登録出願の番号及び商標法第16条の2（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。

- 3 商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願をするときは、本様式中3から5までを1項ずつ繰り下げ、「2 原商標登録出願の表示」の欄の次に「3 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号」の欄を加える。
- 4 商標法第17条の2第1項（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第17条の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、次の文例により作成した書面を願書に添付する。

（文例）

特許庁長官	殿	平成 年 月 日	
	住所（居所）		
	商標（防護標章）登録出願人		㊟
	住所（居所）		
	代理人		㊟

この出願については、商標法第17条の2第1項（商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項）において準用する意匠法第17条の3第1項の規定の適用を受けることを希望します。

- 5 第6条第10項において準用する意匠法施行規則第6条の3の規定により証明書又は商標登録を受けようとする商標を表示した書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考及び様式第3の備考2と同様とする。

本様式…追加〔昭和50年9月通産令85号〕、一部改正〔昭和59年6月通産令44号・60年10月45号・12月74号・平成元年4月16号・3年10月70号・5年11月75号・7年6月57号〕

様式第7 (第3条の3関係)

商標登録出願人名義変更届

第四章 商標に関する法令

商標法施行規則

特許
印紙

平成 年 月 日

(円)

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 承継人

住所 (居所)

氏名 (名称) ㊟

業務
(国籍)

3 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称) ㊟

4 添付書類の目録

(1) 承継人であることを証明する書面 1通

(2) (通)

[備考]

1 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は、不要とする。

2 「承継人であることを証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、法人の合併によるときは「登記簿の謄本」とし、譲渡証書は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

住所 (居所)

譲受人 殿

住所 (居所)

譲渡人

㊟

下記の商標登録出願により生じた権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

商標登録出願の番号

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、9から16まで及び18から20までと同様とする。

本様式…追加(昭和50年9月通産令85号)、一部改正(昭和59年6月通産令44号・平成元年4月16号・3年10月70号・7年6月57号)

四四三ノ五

〔特許九六〕

様式第7の2 (第3条の4関係)

商 標 登 録 異 議 申 立 書

特 許
印 紙

(円)

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 商標登録異議申立人
住所 (居所)
氏名 (名称) ㊞
(国籍)
- 3 代理人
住所 (居所)
氏名 (名称) ㊞
- 4 商標登録出願人
氏名 (名称)
- 5 申立ての理由
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、「平成何年商標登録願第何号 平成何年出願公告第何号」のように商標登録出願の番号及び出願公告の番号を記載する。ただし、審判において出願公告されたものに対する商標登録異議の申立ての場合は、審判の番号を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考2並びに様式第2の備考1、3、4、9、11、12、14及び15、18から20までと同様とする。

本様式…追加〔平成7年6月通産令57号〕

様式第7の3（第3条の4関係）

商 標 登 録 異 議 答 弁 書

平成 年 月 日

第四章
商標に関する法令

商標法施行規則

特許庁審査官 殿
(特許庁審判長 殿)

- 1 事件の表示
- 2 商標登録出願人
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） ㊟
- 4 商標登録異議申立人
氏名（名称）
- 5 理由
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第1の備考2、様式第2の備考1、3、9から12及び15、18から20並びに
様式第7の2の備考1と同様とする。

本様式…追加〔平成7年6月通産令57号〕

様式第8（第3条の7関係）

登録商標の使用説明書

- 1 商標登録の登録番号
- 2 商標の使用者
住所（居所）
氏名（名称）
商標権者との関係
- 3 商標の使用に係る商品名（役務名）
- 4 商標の使用時期
- 5 商標の使用場所
- 6 商標の使用の事実を示す書類

〔備考〕

- 1 登録商標の使用説明書は、指定商品（指定役務）のいずれかについて作成すれば足りるが、2以上の商品（役務）について作成する場合は、登録商標の使用説明書を各別に作成し、その登録商標の使用説明書に、「登録商標の使用説明書(1)」、「登録商標の使用説明書(2)」のように番号を付して区別する。商標の使用者が2人以上いる場合についても、同様とする。
- 2 使用に係る商標が更新登録出願に係る登録商標と相互に連合商標となつている他の登録商標である場合は、「商標登録の登録番号」の欄にその連合商標の登録番号を記載し、かつ、その登録番号の次に「(連合商標の使用)」と記載する。この場合、登録番号に続けてなるべくその出願公告の番号を記載する。
- 3 「商標権者との関係」は、「使用時期」の欄に記載した時期における商標権者と商標の使用者との関係について「本人」、「専用使用権者」又は「通常使用権者」のように記載する。
- 4 「商標の使用に係る商品名（役務名）」の欄には、商標の使用に係る商品（役務）の名称を具体的に記載する。
- 5 「商標の使用時期」の欄には、更新登録出願時に商標の使用をしている場合にあつては「現在使用中」と記載し、更新登録出願時に商標の使用をしていない場合にあつてはその使用をした最終年月日を「最終使用年月日平成何年何月何日」のように記載する。
- 6 「商標の使用場所」の欄には、商標の使用者の営業所、事務所その他その商標の使用がされた場所のいずれか1の所在地を具体的に記載する。
- 7 「商標の使用の事実を示す書類」は、次の要領により作成する。
 - イ 商品について使用をする商標の場合には、商標が付された商品を撮影した

写真、商標が付された商品が掲載された商品に関するパンフレット又はカタログ、商標が付された商品が掲載された商品広告その他商品についての商標の使用の事実を示す資料を日本工業規格A列4番の大きさの紙に容易に離脱しないようにはり付け、割印する。

ロ 役務について使用をする商標の場合には、商標が付された「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」又は「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物」を撮影した写真、商標が掲載された役務に関するパンフレット又はカタログ、商標が掲載された役務に関する広告その他役務についての商標の使用の事実を示す資料を日本工業規格A列4番の大きさの紙に容易に離脱しないようにはり付け、割印する。

ハ 写真をはり付ける場合は、その写真の大きさは、手札判を原則とし、日本工業規格A列4番の大きさ以下とする。写真以外の資料をはり付ける場合は、その資料の大きさが日本工業規格A列4番の大きさより大きいときは、それ以下に折り畳むものとし、その資料の厚さ（日本工業規格A列4番の大きさより大きい資料にあつては、それを折り畳んだときの厚さ）は、0,7cm以下とする。

ニ 写真をはり付けた場合は、写真をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は写真をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の紙に次の事項を記載する。この場合において、次の事項を記載した紙と写真をはり付けた紙とが別になつているときは、両者を連続してとじる。

① 撮影年月日

② 撮影者の住所（居所）及び氏名（名称）

ホ 写真以外の資料をはり付けた場合は、資料をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は資料をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の大きさの紙に次の事項を記載する。この場合において、次の事項を記載した紙と写真以外の資料をはり付けた紙とが別になつているときは、両者を連続してとじる。

① 資料の名称

② 資料の作成年月日

③ 資料の作成者の住所（居所）及び氏名（名称）

8 その他は、様式第2の備考1から3まで、9、11、18及び19と同様とする。

本様式…追加〔昭和50年9月通産令85号〕、一部改正〔平成元年4月通産令16号・3年10月70号・7年6月57号〕

様式第9（第3条の7関係）

登録商標の不使用についての正当理由説明書

- 1 商標登録の登録番号
- 2 商標の使用をしていない者
住所（居所）
氏名（名称）
更新登録出願前3年間における商標法上の地位
- 3 商標の使用予定商品名（役務名）
- 4 不使用についての正当な理由の説明
- 5 不使用についての正当な理由の説明を裏付ける事実を示す書類

〔備考〕

- 1 「商標の使用をしていない者」の欄には、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が指定商品（指定役務）についての登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があると思料する場合におけるその商標権者、専用使用権者又は通常使用権者を記載する。
- 2 「更新登録出願前3年間における商標法上の地位」は、「商標の使用をしていない者」が更新登録の出願前3年間に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の地位にあつた場合のすべてについてその商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の地位に期間を付して「商標権者（平成何年何月何日から現在まで）」、「専用使用権者（平成何年何月何日から平成何年何月何日まで）」のように記載する。
- 3 「商標の使用予定商品名」（役務名）の欄には、商標の使用をすることができなかつた商品（役務）の名称を具体的に記載する。
- 4 「不使用についての正当な理由の説明」の欄には、「商標の使用をしていない者」が指定商品（指定役務）についての登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があると思料する事情を具体的に記載する。
- 5 「不使用についての正当な理由の説明を裏付ける事実を示す書類」は、次の要領により作成する。
 - イ 4により記載した事実を裏付ける資料を日本工業規格A列4番の大きさの紙に容易に離脱しないようにはり付け、割印する。
 - ロ 資料の大きさが日本工業規格A列4番の大きさより大きいときは、それ以下に折り畳むものとする。
 - ハ 資料をはり付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は資料をはり付けた紙と別の日本工業規格A列4番の大きさの紙に次の事項を記載する。この場

合において、次の事項を記載した紙と資料をはり付けた紙とが別になつているときは、両者を連続してとじる。

- ① 資料の名称
 - ② 資料の作成年月日
 - ③ 資料の作成者の住所（居所）及び氏名（名称）
- 6 その他は、様式第2の備考1から3まで、9、11、18及び19と同様とする。

本様式…追加(昭和50年9月通産令85号)、一部改正(平成元年4月通産令16号・3年10月70号・7年6月57号)

様式第10（第5条の2関係）

【書類名】 商標登録料納付書

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【登録査定の謄本発送日】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人との関係】

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、

- 黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 防護標章登録について登録料を納付するときは、「【書類名】」を「防護標章登録料納付書」と、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」と、「【商標登録出願人との関係】」を「【防護標章登録出願人との関係】」とする。
 - 6 「【出願番号】」の欄には、「平成何年商標登録願第何号」のように商標登録出願の番号を記載する。
 - 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。
 - 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。
 - 9 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
 - 10 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話の番号をなるべく記載する。
 - 11 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
 - 12 「【商標登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【商標登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【納付者】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人との関係】

【納付者】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人との関係】

- 13 登録査定の際の謄本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。
- 14 特許印紙の上にその額を括弧をして記載する。
- 15 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

本様式…追加〔昭和53年3月通産令14号〕、一部改正〔昭和59年6月通産令44号・平成元年4月16号〕、全部改正〔平成2年9月通産令41号〕、一部改正〔平成3年10月通産令70号・5年11月75号・7年6月57号〕

様式第11（第5条の2関係）

【書類名】 商標更新登録料納付書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【商標登録番号】
【登録査定の日付】
【更新登録出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【更新登録出願人との関係】

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 防護標章登録について更新登録料を納付するときは、「【書類名】」を「防護標章更新登録料納付書」とする。
- 2 「【出願番号】」の欄には、「平成何年商標更新登録願第何号」のように商標権存続期間更新登録出願の番号を記載する。
- 3 その他は、様式第10の備考1から4まで及び7から15までと同様とする。
この場合において、備考12中「【商標登録出願人】」とあるのは「【更新登録出願人】」と、「【商標登録出願人との関係】」とあるのは「【更新登録出願人との関係】」と読み替えるものとする。

本様式…追加(昭和53年3月通産令14号)、一部改正(昭和59年6月通産令44号・平成元年4月16号)、全部改正(平成2年9月通産令41号)、一部改正(平成5年11月通産令75号・7年6月57号)

第一類

一 化学品

(一) 無機酸類

亜硫酸 塩化スルホン酸 塩酸 過塩素酸
 混酸 硝酸 タングステン酸 ほう酸 よ
 う素酸 硫酸 りん酸

(二) アルカリ類

アンモニヤ水 か性カリ か性ソーダ 消
 石灰 水酸化アルミニウム 水酸化カルシウ
 ム 水酸化セリウム 水酸化バリウム 水酸
 化マグネシウム

(三) 無機塩類

イ ハロゲン化合物及びハロゲン酸塩
 亜塩素酸ソーダ 塩化亜鉛 塩化アルミ
 ニウム 塩化アンモニウム 塩化カリ 塩
 化カルシウム 塩化金 塩化銀 塩化クロ
 ム 塩化ジルコニウム 塩化すず 塩化セ
 リウム 塩化そう鉛 塩化鉄 塩化パラジ
 ウム 塩化バリウム 塩化マグネシウム
 塩化マンガン 塩化りん 塩素酸ソーダ
 過塩素酸アンモニウム 甘こう 工業塩
 合成氷晶石 さらし粉 次亜塩素酸ソーダ
 臭化アンモニウム 臭化ソーダ 昇こう
 ふっ化アンモニウム ふっ化カリ ふっ

〔特許六六〕

化カルシウム ふっ化セリウム ふっ化ソ
 ーダ ふっ化マグネシウム よう化アルミ
 ニウム よう化カリ よう化カルシウム
 よう化銀 よう化ソーダ

ロ 硫酸塩

亜硫酸ソーダ 過硫酸アンモニウム 重
 亜硫酸ソーダ チオ硫酸ソーダ 硫酸亜鉛
 硫酸アルミニウム 硫酸アンモニウム
 硫酸カリ 硫酸銀 硫酸水銀 硫酸ソーダ
 硫酸第一鉄 硫酸銅 硫酸鉛 硫酸ニッ
 ケル 硫酸バリウム 硫酸マグネシウム

ハ 硝酸塩

亜硝酸銀 亜硝酸そう鉛 亜硝酸ソーダ
 亜硝酸バリウム 硝酸アルミニウム 硝
 酸アンモニウム 硝酸ウラン 硝酸カリ
 硝酸カルシウム 硝酸銀 硝酸水銀 硝酸
 そう鉛 硝酸ソーダ 硝酸鉄 硝酸テリウ
 ム 硝酸鉛 硝酸バリウム 硝酸マンガン
 ニ りん酸塩

二塩基性りん酸カリ メタりん酸マンガ
 ン りん酸アンモニウム りん酸カリ り
 ん酸カルシウム りん酸ソーダ りん酸マ
 ンガン

ホ 炭酸塩

重炭酸アンモニウム 重炭酸ソーダ 炭

酸アンモニウム 炭酸カリ 炭酸カルシウム
 ム 炭酸ソーダ 炭酸銅 炭酸鉛 炭酸マグネシウム 炭酸マンガ
 ン
 ヘ けい酸塩及びほう酸塩
 過ほう酸ソーダ けい酸亜鉛 けい酸アルミニウム けい酸カリ けい酸カルシウム けい酸ソーダ けいふつ化マグネシウム けいふつ酸ソーダ テトラほう酸ソーダ
 ト シアン化物及びシアン酸塩
 シアン化カリ シアン化カルシウム シアン化銀 シアン化水素 シアン化ソーダ シアン酸カリウム
 チ 金属酸塩
 アルミン酸塩 アンチモン酸塩 ウラン酸塩 塩化金ソーダ 過マンガン酸カリ 過マンガン酸ソーダ クロム酸ソーダ クロム酸鉛 重クロム酸アンモニウム 重クロム酸カリウム 重クロム酸ソーダ すず酸塩 タングステン酸ソーダ バナジウム酸アンモニウム マンガン酸塩 モリブデン酸アンモニウム モリブデン酸ソーダ
 リ 錯塩及び複塩
 アンモニウム明ばん 黄血塩 カリ明ばん クロム明ばん 赤血塩 ソーダ明ばん

鉄明ばん ふつ化ナトリウムアルミニウム マンガン明ばん 硫酸ニッケルアンモニウム
 四 単体
 イ 非金属元素
 アルゴン 硫黄 塩素 キセノン クリプトン 酸素 臭素 水素 炭素 窒素
 ネオン ひ素 ふっ素 ヘリウム ほう素
 よう素 ラドン りん
 ロ 金属元素
 カリウム カルシウム ナトリウム
 (五) 酸化物
 イ 非金属酸化物
 亜ひ酸 亜硫酸ガス 過酸化水素 けい酸ゲル 炭酸ガス 無水りん酸
 ロ 金属酸化物
 過酸化バリウム 酸化アルミニウム 酸化アンチモン 酸化ウラン 酸化カルシウム 酸化銀 酸化クロム 酸化コバルト 酸化ジルコニウム 酸化水銀 酸化すず 酸化チタン 酸化鉄 酸化鉛 酸化ニッケル 酸化マグネシウム 二酸化マンガ
 ン 硫化物
 重硫化カルシウム 二硫化炭素 硫化亜鉛 硫化アンチモン 硫化アンモニウム 硫化

〔特許六六八〕

- カドミウム 硫化カルシウム 硫化水銀 硫
化すず 硫化ソーダ 硫化鉄 硫化バリウム
硫化りん
- (七) 炭化物
カルシウムカーバイド 炭化けい素 タン
グステンカーバイド
- (八) 水
重水 蒸留水 軟化水
- (九) 空気
圧縮空気 液体空気
- (十) 芳香族
アントラセン ジフェニル ジフェニルメ
タン シメン スチルベン スチロール ト
リフェニルメタン トルオール ナフタリン
フェナントレン
- (十一) 脂肪族
アセチレン エタン エチレン シクロヘ
キサン シクロペンタン ブタジエン プロ
ピレン メタン
- (十二) 有機ハロゲン化物
エチレンクローリドリン 塩化アリル
塩化エチル 塩化ビニル 塩化ベンジル 塩
化メチル 塩化メチレン クロールナフタリ
ン クロールプロピレン クロールベンゾー
ル クロロブレン 四塩化アセチレン 四塩

- 化ニタン 四塩化炭素 ジクロールニタン
ジクロールベンゾール トリクロールニチレ
ン ふつ化塩化炭素 ブロムベンゾール ブ
ロモホルム ヘキサクロールニタン ホスゲ
ン
- (十三) アルコール類
アミルアルコール アラビトール アリル
アルコール エチルアルコール エリスリト
ール オレイルアルコール グリコール グ
リセリン けい皮アルコール セチルアルコ
ール ファーゼル油 ブタノール ペンジルア
ルコール メチルアルコール メルカブタン
ラウリルアルコール
- (十四) フェノール類
キシレノール クレゾール 石炭酸 タン
ニン酸 チモールニトロフェノール ニトロ
アミノフェノール ピクリン酸 ヒドロキノ
ン 没食子酸 レゾルシン
- (十五) エーテル類
アニソール エチルエーテル エチレンオ
キサイド クロールメチルエーテル ジイソ
プロピルエーテル チオエーテル ベンジル
エーテル メチルエーテル
- (十六) アルデヒド類及びケトン類
アセトール アセトアルデヒド アセトア
エノン アセトン オキシム キンヒドロ

(㉔) 有機酸及びその塩類
 クロトンアルデヒド セミカルバゾン
 ラアルデヒド ヒドラゾン ベンズアルデヒド
 ド ベンゾフェノン ホルムアルデヒド

(㉕) 安息香酸 アントラニル酸 オキシナフチ
 オン酸ソーダ ぎ酸 ぎ酸塩 吉草酸 ク
 エン酸 グルタミン酸 クロトン酸 ケトグ
 リタール酸 コール酸 こはく酸 酢酸 酢
 酸塩 サルチル酸 しゅう酸 しゅう酸塩
 重酒石酸カリ 重酒石酸カリソーダ 酒石酸
 酒石酸ソーダ スルファニル酸ソーダ セ
 バン酸 トルイジン トルオールスルフ
 クロライド ナフチオン酸ソーダ 乳酸 フ
 タール酸 無水フタル酸 メタアクリル酸
 モノクロール酢酸

(㉖) エステル類
 エチルフタレート 酢酸アミル 酢酸エス
 テル 酢酸オクチル 酢酸ビニル 酢酸ブチ
 ル 酢酸メチル ジエチルフタレート ジメ
 チルフタレート ジメチル硫酸 マロン酸エ
 チル

(㉗) 窒素化合物
 アクリルニトリル アジキシベンゾール
 アセトアニリド アゾベンゾール アニリ

ン エチルアミン エチルウレタン クロ
 ルニトロアニリン クロールニトロベンゾ
 ル ジシアンジアミド ジニトロナフタレン
 ジメチルアニリン ダイアニジン チオ
 尿素 トリエタノールアミン トリジン ト
 ルイジン ナフチルアミン ニトログリセリ
 ン ニトロセルローズ ニトロトルイジン
 ニトロトルオール ニトロナフタレン ニト
 ロパラフィン ニトロベンゾール 尿素 パ
 ラミノアセトアニリド ヒドラゾベンゾ
 ル フェニレンジアミン ヘキサメレンジ
 アミン ベンチジン メチルアミン ラクタ
 ム 硫酸トリジン 硫酸トルイジン 硫酸ベ
 ンチジン

(㉘) 異節環状化合物
 インドール カルバゾール キスレン チ
 オフェン ピリジン ピリミジン ピロール
 フラン フルフロール

(㉙) 炭水化物
 ガラクトーゼ キシローゼ グリコーゲン
 セルローズ デキストリン マンノーゼ
 ラムノーゼ

(㉚) アラビヤゴム クレオソート しょうのう
 しょうのう油 はっかのう はっか油 ポ
 ルネオール

- ㉓ たんぱく質及び酵素
 アルブミン ウレアーゼ グリアジン グ
 ルテリン グロブリン 糖たんぱく トリプ
 シン スクレオたんぱく プロタミン ペプ
 シン りんたんぱく
- ㉔ 有機りん化合物及び有機ひ素化合物
 塩化カコシル ホスフィン
- ㉕ 有機金属化合物
 亜鉛エチル オルガノシロキサン オルガ
 ノハロゲノシラン 四エチル鉛 よう化亜鉛
 エチル
- ㉖ 界面活性剤
 起泡剤 吸着剤 仕上げ助剤 湿潤剤 柔
 軟剤 消泡剤 織布助剤 浸透剤 精練助剤
 染色助剤 帯電防止剤(家庭用のものを除
 く) 脱脂剤(家庭用のものを除く) 脱色
 剤 乳化剤 はつ水剤 分散剤 紡績助剤
 離型剤
- ㉗ 化学剤
 亜鉛めっき用剤 イオン交換樹脂 イオン
 交換樹脂膜 化学用試剤 かす除去剤 可塑
 剤 加炭剤 加硫促進剤 還元剤 金属溶接
 剤 金属溶接助剤 空気連行剤 鋼鉄焼き入
 れ剤 ゴム用処理剤 酸化剤 消火剤 触媒
 剤 食物保存剤 清缶剤 セメント急結剤
- セメント混合剤 耐火剤 耐水剤 タイヤの
 パンク防止剤 鍛鋼剤 鑄造剤 中和剤 つ
 や消し剤 展着剤 電池用硫化防止剤 土壤
 安定剤 軟化剤 燃料節約剤 剝離剤 発熱
 剤 発熱用コムパウンド はんだ付け用ペー
 スト 皮革処理剤 被服のひだ付け用剤 漂
 白剤(洗濯用のものを除く) 不凍剤 防か
 び剤 防湿剤 防縮剤 防しわ剤 防水剤
 保温剤 焼き戻し剤 溶剤 冷凍剤 老化防
 止剤 ろ過清澄剤
- 二 植物成長調整剤類
 植物育成剤 植物ホルモン剤 土壤改良剤
 発芽抑制剤
- 三 のり及び接着剤(事務用又は家庭用のものを
 除く)
 アラビヤのり カゼインのり ゴムのり ゼ
 ラチン デキストリンのり でん粉のり にか
 わ プラスチック接着剤 水ガラス ラテック
 スのり
- 四 高級脂肪酸
 オレイン酸 ステアリン酸 パルミチン酸
- 五 非鉄金属
 アクチニウム アメリシウム アンチモン
 イッテルビウム イットリウム ウラニウム
 ニルビウム ガドリニウム ガリウム カリ

フォルニウム キュリウム サマリウム ジス
 プロシウム シリコン 水銀 スカンジウム
 スترونチウム セシウム セリウム セレニ
 ウム そう鉛 タリウム ツリウム テクネチ
 ウム テルビウム テルリウム トリウム ネ
 オジミウム ネプツニウム バークリウム バ
 リウム フェルミウム プラセオジミウム フ
 ランシウム プルトニウム プロトアクチニウ
 ム プロメチウム ホルミウム ニーロビウム
 ラジウム ランタン リチウム ルビジウム
 レニウム

六 非金属鉱物

硫黄 鋳型砂 カオリン 滑石 岩塩 けい
 そう土 酸性白土 重晶石 硝石 天然黒鉛
 ドロマイト 氷晶石 ベントナイト ボーキサ
 イド 螢石 マグネサイト 明ばん石 りん鉱
 七 原料プラスチック

(一) 縮合型プラスチック

エポキン樹脂 けい素樹脂 尿素樹脂 フ
 エノール樹脂 ポリアミド樹脂 ポリエステ
 ル樹脂 メラミン樹脂

(二) 重合型プラスチック

アクリル樹脂 ふっ素樹脂 ポリウレタン
 樹脂 ポリエチレン樹脂 ポリ塩化ビニリデ
 ン樹脂 ポリ塩化ビニル樹脂 ポリ酢酸ビニ

ル樹脂 ポリスチレン樹脂 ポリプロピレン
 樹脂

(三) セルローズプラスチック

酢酸セルローズプラスチック セルロイ
 ド

(四) たんぱく質プラスチック

カゼイン樹脂

八 バルブ

(一) 碎木バルブ

ケミグラントバルブ ケミメカニカルバル
 ブ 特碎木バルブ 並碎木バルブ

(二) 化学バルブ

亜硫酸バルブ クラフトバルブ セミケミ
 カルバルブ ソーダバルブ レーヨンバルブ
 九 工業用粉類

くず粉 小麦粉 米粉 コーンスターチ さ
 つまいも粉 じゃがいも粉 そば粉 豆粉 麦
 粉

十 肥料

(一) 化学肥料

塩安 塩化カリ肥料 過りん酸石灰 けい
 カリ肥料 重過りん酸石灰 硝安 硝酸ソー
 ダ 焼成カリ肥料 石灰窒素 チリ硝石 ト
 ーマスりん肥 尿素 マンガン肥料 溶成り
 ん肥 硫安 硫酸カリ肥料

<p>第二類</p> <p>一 塗料</p> <p>油ペイント 漆 エナメル 切り粉 蛍光塗料 合成樹脂塗料 さび止め塗料 地の粉 水性塗料 スティン 船底塗料 耐火塗料 耐薬品塗料 塗装用パテ 砥の粉 ドライヤー 塗料用シンナー 防火塗料 ラッカー ワニス</p> <p>二 染料</p> <p>(一) 天然染料 藍 あかね アナトーニチニール ログ ウッド</p> <p>(二) 合成染料</p>	<p>(二) 天然肥料 海産肥料 グアノ 血粉 骨粉 搾油かす 酒かす しょうゆかす 堆肥 肉粉 ぬか か ピート ビールかす ふすま 腐葉土</p> <p>(三) 複合肥料 化合肥料 配合肥料</p> <p>(四) 植物生育用人工土壌 植物製の植物生育用人工土壌 プラスチック製の植物生育用人工土壌</p> <p>十一 写真材料 青写真紙 印画紙 感光剤 乾板 現像薬 閃光粉 定着剤 フィルム</p> <p>十二 試験紙 人工甘味料 陶磁器用釉薬</p>
--	---

<p>三 顔料</p> <p>(一) 無機顔料 鉛丹 鉛白 群青 紺青朱 チタン白</p> <p>(二) 有機顔料 トナー レーキ</p> <p>四 印刷インキ 印刷用修正液 凹版インキ 凸版インキ 平版インキ 謄写版用インキ</p> <p>五 絵の具 油絵の具 絵の具溶き油 水彩絵の具</p> <p>六 塗装用、装飾用、印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉 亜鉛又は亜鉛合金のはく及び粉 アルミニウム又はアルミニウム合金のはく及び粉 すす又はすす合金のはく及び粉 チタニウム又はチタニウム合金のはく及び粉 銅又は銅合金のはく及び粉 鉛又は鉛合金のはく及び粉 ニッケル又はニッケル合金のはく及び粉 マグネシウム又はマグネシウム合金のはく及び粉</p> <p>七 塗装用、装飾用、印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉 金又は金合金のはく及び粉 銀又は銀合金のはく及び粉 白金又は白金合金のはく及び粉</p>	<p>アルコール溶染料 塩基性染料 蛍光増白染料 酸性染料 食品用染料 建て染め染料 直接染料 ナフトール染料 媒染染料 油溶染料 ラビット染料 硫化染料</p>
--	---

	第三類
<p>く及び粉 八 防錆グリース 壁紙剝離剤 媒染剤 木材保存剤 カナダバルサム コパール サンダラック ツエラック 松根油 ダンマール マスチック 松脂</p>	<p>一 せっけん類 愛玩動物用シャンプー 洗い粉 洗いぬか 髪洗い粉 ガラス用洗剤 クレンザー 化粧せっけん 工業用せっけん シャンプー 石油系合成洗剤 洗濯せっけん ドライクリーニン グ剤 ハンドクリーナー 便器洗剤 磨き粉 水せっけん 薬用せっけん</p> <p>二 香料類 (一) 植物性天然香料 ジャスミン油 ちょうじ油 はっか油 パニラ ばら油 ベルガモット油 ラベンダー油 (二) 動物性天然香料 じゃ香 りゆうぜん香 (三) 合成香料 ゲラニオール 人造じゃ香 バニリン ヘリオトロピン (四) 調合香料 (五) 精油からなる食品香料</p>
<p>(六) 薫料 吸香 薫香 炷香 線香 におい袋 三 化粧品 (一) おしろい 紙おしろい クリームおしろい 固形おしろい 粉おしろい 練りおしろい 水おしろい (二) 化粧水 一般化粧水 オーデコロン スキンローション 乳液 粘性化粧水 ハンドローション ひげそり用化粧水 薬用化粧水 (三) クリーム クレンジングクリーム コールドクリーム ハイゼニッククリーム パニンククリーム ハンドクリーム ひげそり用クリーム 日焼けクリーム 日焼け止めクリーム 漂白クリーム ファウンデーション グリム 薬用クリーム リップクリーム (四) 紅 口紅 練り紅 ほお紅 (五) 頭髪用化粧品 髪油 カラーリンス コールドパーマ用液 すき油 セッティングローション 染毛剤 チック パーマネント用液 びん付け油 ヘアークリーム ヘアースプレー ヘアート</p>	

〔特許六六〕

第四類

- 一 工業用油
 - 工業用ガソリン 工業用グリース 潤滑油
 - 切削油 ベトロラタム 焼き入れ油 離型用油
- 二 工業用油脂
 - (一) 動物性油脂
 - 牛脂 魚油 鯨油 骨油 ラノリン
 - (二) 植物性油脂
 - あまに油 オリブ油 菜種油 ひまし油
 - ひまわり油 綿実油
 - (三) 加工油脂
 - 硬化油 ポイル油
- 三 燃料
 - (一) 固体燃料
 - 亜炭 コークス 石炭 たき付け たどん
 - まき 木炭 練炭
 - (二) 液体燃料
 - ガソリン 軽油 原油 重油 人造石油
 - 灯油 燃料用変性アルコール ベンジン
 - (三) 気体燃料
 - 液化石油ガス 石炭ガス 天然ガス
- 四 ろう
 - はぜろう パラフィンワックス みつろう
- 五 靴油 固形潤滑剤 保革油 ランプ用灯しんろうそく

- ニック ヘアーフィクサー ヘアーラッカー
- ヘアーリンス ベーラム ベジリン ポマード
- (六) 香水類
 - 香水 固形香水 練り香 粉末香水
- (七) その他の化粧品
 - アイシャドウ 脂肪取り紙 スメリングソルト 脱毛剤 タルカムパウダー ネイルエナメル ネイルエナメル除去液 バスオイル
 - バスソルト バック用化粧品 ベビーオイル
 - ル ベビーパウダー マスカラー まゆ墨
- 毛髪脱色剤
- 四 かつら装着用接着剤 つけづめ つけまつ毛
- つけまつ毛用接着剤
- 五 歯磨き
 - 固形歯磨き 粉歯磨き 潤製歯磨き 練り歯磨き 水歯磨き
- 六 家庭用帯電防止剤 家庭用脱脂剤 さび除去剤 染み抜きベンジン 洗濯用漂白剤 洗濯用でん粉のり 洗濯用ふのり
- 七 つや出し剤
 - 家具用つや出し剤 自動車用つや出し剤 皮革用つや出し剤 床用つや出し剤
- 八 研磨紙 研磨布 研磨用砂 人造軽石 つや出し紙 つや出し布
- 九 靴クリーム 靴墨 塗料用剝離剤

第五類

一 薬剂

- (一) 中枢神経系用薬剂
覚せい剂 解熱鎮痛剂 抗てんかん剂 興奮剂 催眠鎮静剂 全身麻酔剂 鎮量剂
- (二) 末しょう神経系用薬剂
局所麻酔剂 骨格筋弛緩剂 止汗剂 自律神経剂 鎮痙剂 発汗剂
- (三) 感覚器官用薬剂
眼科用剂 耳鼻科用剂
- (四) アレルギー用薬剂
抗ヒスタミン剂 刺激療法剂
- (五) 循環器官用薬剂
強心剂 血圧降下剂 血管収縮剂 血管補強剂 脳出血予防剂 不整脈治療剂 利尿剂
- (六) 呼吸器官用薬剂
呼吸促進剂 せき止めあめ 鎮咳祛痰剂
- (七) 消化器官用薬剂
胃腸洗淨剂 浣腸剂 下剂 健胃消化剂 口腔用剂 口中清潔剂 口中清涼剂 催吐剂 歯科用剂 制酸剂 整腸剂 鎮吐剂 ひまし油 虫歯予防剂 利胆剂
- (八) ホルモン剂
甲状せん副甲状せんホルモン剂 混合ホルモン剂 女性ホルモン剂 すい臓ホルモン剂 だ液せんホルモン剂 男性ホルモン剂 脳

- (九) 下垂体ホルモン剂 副じんホルモン剂
泌尿生殖器用又は肛門用の薬剂
子宮収縮剂 痔疾用剂 通経剂 尿路消毒剂 避妊剂
- (十) 外皮用薬剂
化のう性疾患用剂 寄生性皮膚疾患用剂
殺菌消毒剂 収れん剂 消炎剂 鎮痛剂 鎮痒剂 てんか粉 日本薬局方の薬用せっけん 皮膚軟化剂 毛髪用剂 薬用ベビーオイル 薬用ベビーパウダー 浴剂
- (十一) ビタミン剂
肝油ドロップ 総合ビタミン剂 ビタミンA剂 ビタミンC剂 ビタミンD剂 ビタミンB剂 複合ビタミン剂
アミノ酸剂
スレオニン トリプトファン メチオニン リジン
- (十二) 滋養強壯変質剂
王乳 カルシウム剂 ヨンドロイチン製剂 食品強化剂 臓器製剂 たんぱくアミノ酸製剂 糖類剂 無機質製剂 薬用酒 有機酸製剂
- (十三) 血液用剂
血液凝固阻止剂 血液代用剂 血しょう止血剂

- (㉔) 代謝性薬剤
解毒剤 酵素製剤 催乳剤 脂好性因子製剤 習慣性中毒治療剤
- (㉕) 細胞賦活用薬剤
クロロフィル製剤 色素製剤
- (㉖) しゅよう治療用薬剤
がん治療剤 肉しゅ治療剤
- (㉗) 物理的障害治療用薬剤
熱射病治療剤 放射線病治療剤
- (㉘) 化学的障害治療用薬剤
塩素中毒治療剤 ひ素中毒治療剤 ベンゾール中毒治療剤
- (㉙) 抗生物質製剤
ニリスロマイシン製剤 クロラムフェニコール製剤 コリスチンポリキシン製剤 ザルコマイシン製剤 ストレプトマイシン製剤 チオルチン製剤 テトラサイクリン製剤 トリコマイシン製剤 複合抗生物質製剤 ペニシリン製剤
- (㉚) 化学療法剤
駆梅剤 抗結核剤 サルファ剤 治らい剤 生物学的製剤
- (㉛) 抗菌素血清類 抗毒素類 混合製剤 生物学的試験用製剤類 トキソイド類 毒素類 ワクチン類

- (㉜) 寄生動物に対する薬剤
駆虫剤 抗原虫剤
- (㉝) 調剤用剤
矯臭剤 矯味剤 着色剤 軟こう基剤 賦形剤 溶解剤
- (㉞) 診断用薬剤
X線造影剤 診断用試薬 診断用培地
- (㉟) 治療用又は診断用のアイソトープ標識物質
麻薬
- (㊀) アヘンアルカロイド系製剤 合成麻薬 コカアルカロイド系製剤
- (㊁) 生薬、黒焼き及びもぐさ
- (㊂) 動物用薬剤
蚊取線香 殺菌剤 殺そ剤 殺虫剤 蒸剤 除草剤 防臭剤(身体用のものを除く。)
- (㊃) 防虫剤 防腐剤
- 二 歯科用材料
歯科用セメント 歯科用補綴充てん用材料 歯科用ワックス 人工歯用材料
- 三 医療用腕環 医療用油紙 衛生マスク オブライト ガーゼ カプセル 眼帯 耳帯 失禁用おしめ 人工受精用精液 生理帯 生理用タノンポン 生理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳児用粉乳 乳糖 はえ取り紙 ばんそ うちょう 包帯 包帯液 防虫紙

第六類

一	鉄及び鋼
(一)	鉄 海綿鉄 合金鉄 純鉄塊 銑鉄 鑄鉄 粒鉄
(二)	鋼 特殊鋼 普通鋼
(三)	鋼半成品 シートバー スケルプ スラプ チンバー チンバーインコイル ビレット ブルーム 圧延鋼材 外輪 鋼管 鋼板 再生鋼材 条鋼 山形鋼
(四)	鉄鋼二次製品 亜鉛鉄板 クラッド鋼板 中空鋼 ビニル鋼板 プリキ板 磨棒鋼
(五)	鉄くず 切り粉 合金鉄くず 炭素鋼くず 低銅炭素鋼くず
二	非鉄金属及びその合金
(一)	銅及び銅合金 銅合金地金 銅粗製品 銅地金 銅又は銅合金の鑄物、はく、粉及び伸銅品
(二)	鉛及び鉛合金 鉛合金地金 鉛粗製品 鉛地金 鉛又は鉛合金の鑄物、はく、粉及び展伸材

(三)	亜鉛及び亜鉛合金 亜鉛合金地金 亜鉛粗製品 亜鉛地金 亜鉛又は亜鉛合金の鑄物、はく、粉及び展伸材
(四)	すず及びすず合金 すず合金地金 すず粗製品 すず地金 すず又はすず合金の鑄物、はく、粉及び展伸材
(五)	アルミニウム及びアルミニウム合金 アルミニウム合金地金 アルミニウム粗製品 アルミニウム地金 アルミニウム又はアルミニウム合金の鑄物、はく、粉及び展伸材
(六)	マグネシウム及びマグネシウム合金 マグネシウム合金地金 マグネシウム粗製品 マグネシウム地金 マグネシウム又はマグネシウム合金の鑄物、はく、粉及び展伸材
(七)	ニッケル及びニッケル合金 ニッケル合金地金 ニッケル粗製品 ニッケル地金 ニッケル又はニッケル合金の鑄物、はく、粉及び展伸材
(八)	チタニウム及びチタニウム合金 チタニウム合金地金 チタニウム粗製品 チタニウム地金 チタニウム又はチタニウム合金の鑄物、はく、粉及び展伸材
(九)	その他の非鉄金属及びその合金 インジウム カドミウム クローム ゲルマニウム コバルト ジルコニウム タング

〔特許六六〕

ステン タンタル ニオブ バナジウム ハ
フニウム ベリリウム マンガン モリブデ
ン

三 金属鉱石

亜鉛鉱 アンチモニー鉱 ウラン鉱 金鉱
銀鉱 クローム鉄鉱 コバルト鉱 水銀鉱 す
ず鉱 そう鉛鉱 タングステン鉱 鉄鉱 銅鉱
トリウム鉱 鉛鉱 ニッケル鉱 マンガン鉱
モリブデン鉱 硫化鉄鉱

四

建築用又は構築用の金属製専用材料
煙突 階段踏み板 回転窓用へいそく装置
ガードレール 壁板 くい 格子 坑道用材料
さく シャッター 水道管 タイル 建物の
鉄鋼枠 棚板 ちょうつがい 手すり 鉄線
じやかご 天井板 天井裝飾品 電柱用柱 ドア
ノッカー とい とい台 戸車 扉 扉とっ手
扉のへいそく装置 柱 羽目板 はり 針金
格子 針金さく 防火扉 舗床用材料 窓 窓
用引き手 窓枠 窓枠滑車 マンホール 門
有刺鉄線 床板 よろい戸 落石防止網 ラス
れんが

五 金属製建具

戸

六 金属製金具

安全錠 鍵 カットネール 環 キーホル

ダー キャスター くぎ くさび 鎖 座金
蹄鉄 ナット 南京錠 ねじくぎ びょうブ
ラグ プール用ロープ繫止金具 ボルト リ
ベット ワッシャー

七 金属製建造物組立てセット 禽舎組立てセッ
ト

八 金属製貯蔵槽類

液化ガス貯蔵槽 液体貯蔵槽 ガス貯蔵槽
ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウ
ム製の浮中ぶた 工業用水槽

九 金属製の滑車、ばね及びバルブ（機械要素に
当たるものを除く。）

(一) 滑車

(二) ばね

うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね
(三) バルブ

アングルバルブ 球バルブ コック 自動
調整弁 ちょう形バルブ

十 金属製包装用容器

(一) 缶詰缶 金属製押し出しチューブ 高圧ガ
ス容器 ドラム缶

(二) 金属製栓 金属製ふた

十一 金属製荷役用パレット 荷役用ターミネー
ブル 荷役用トラバースー

十二 金属製人工魚礁 金属製の可搬式家庭用温

第七類	<p>室 金属製の吹き付け塗装用ブース 金属製養鶏用かご</p> <p>十三 金属製航路標識（発光式のものを除く。） 金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。） てんてつ機</p> <p>十四 キー 金属製管継ぎ手 金属製フランジ コッタ</p> <p>十五 いかり 金属製ビット 金属製ボラード</p> <p>十六 かな床 金属製締付け金具 はちの巢</p> <p>十七 金網 ワイヤロープ</p> <p>十八 犬用鎖 金属製家庭用水槽 金属製工具箱 金属製貯金箱 金属製のきやたつ及びはしご 金属製のネームプレート及び標札 金属製の タオル用ディスプレイベンサー 金属製帽子掛けかぎ 金属製郵便受け</p> <p>十九 金庫</p> <p>二十 金属製靴ぬぐいマット 金属製立て看板 金属製彫刻 金属製ブラインド 金属製の墓標 及び墓碑用銘板</p> <p>二十一 金属製のバックル つえ用金属製石突き</p> <p>二十二 アイゼン カラビナ 金属製あぶみ 金属製飛び込み台 拍車 ハーケン</p>
-----	---

一 金属加工機械器具
(一) 金属工作機械器具

(二)	<p>金属一次製品製造機械器具</p> <p>圧延機 製管機 線材押し出し機 線材線引き機</p> <p>金属二次製品加工機械器具</p> <p>機械プレス 人力プレス 水圧プレス 剪断機 鍛造機 ベンディングマシン 油圧プレス ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(四) ガス溶接機 酸素アセチレン溶接切断機 電気溶接機</p> <p>(五) 動力付き手持工具 エアドリル エアハンマー グラインダー サンダー 手回しタップ 電気ドリル 電気ハンマー ドライバー ナットランナー バッファー ポリッシャー レンチ</p> <p>(六) 切削工具 ギヤカッター タップ チェンソー ドリル ねじフライス バイト ブローチ ミリングカッター リーマ</p> <p>(七) 超硬工具</p>
-----	---

〔特許六六〕

- 超硬切削工具 超硬耐食工具 超硬耐磨耗
工具 超硬チップ
- (ハ) ダイヤモンド工具
切削工具 耐磨耗工具
- (ホ) 金属用金型
ダイカスト用金型 鍛造用金型 プレス用
金型
- 二 鉱山機械器具
カッターローダー コールカッター 採油機
さく岩機 さく井機 シャープナー 穿孔機
積み込み機 トラックミル ホーベル
- 三 土木機械器具
- (一) 掘削機械
スラックライン トラッククレーン パ
ワーショベル ルータ
- (二) 基礎工事機械
アースオーガー くい打ち機 くい抜き機
グラウトポンプ
- (三) 整地機械
グレーダー スクレーパー タンバール
ルドーザー ランマー ローラー
- (四) コンクリート機械
コンクリート打設機械 コンクリートパイ
プリーター コンクリート舗装機械 コンク
リートミキサー パッチャープラント

- (五) アスファルト舗装機械
アスファルト散布機 アスファルトフィ
ニッシャー アスファルトプラント アス
ファルトミキサー
- (六) しゅんせつ機械
しゅん泥機 ディッパー
- 四 荷役機械器具
- (一) クレーン
ケープルクレーン 自走クレーン ジブク
レーン デリック 天井走行クレーン 塔形
クレーン 橋形クレーン フローティングク
レーン 陸揚げ機 ロコモティブクレーン
- (二) コンベヤー
空気コンベヤー 水力コンベヤー スク
リューコンベヤー チェーンコンベヤー バ
ケットエレベーター ベルトコンベヤー
ローラーコンベヤー
- (三) 巻き上げ機
ウインチ ウインドラス キャブスタ
ン
チェーンブロック ホイスト
- (四) エレベーター
エスカレーター
- (五) エスカレーター
- (六) 動力ジャッキ 荷降ろし用ホッパー
- 五 化学機械器具
圧搾機 かくはん機 乾燥機 吸収機 吸着

- 機 混合機 収じん機 焼結機 焼成機 洗淨機 選別機 造粒機 抽出機 乳化機 捏和機 焙焼機 破碎機 反応機 分縮機 分離機 磨砕機 溶解機 ろ過機
- 六 纖維機械器具
- (一) 蚕糸機械器具
 揚返機 乾繭機 生糸検査機 生糸束裝機
 繰糸機 煮繭機 副蚕処理機
- (二) 化学纖維機械器具
 乾燥機 スフ切断機 精練機 紡糸機
 紡績機械器具
- (三) 糸毛焼き機 糸巻機 カードカン かせ機
 混打綿機 整経機 精梳綿機 精紡機 粗紡機 梳綿機 より糸機 練糸機
- 四 織機
 自動織機 人力織機 特殊織機 普通力織機
- (五) 編組機械器具
 漁網機械器具 刺しゅう機 製網機 ひも編み機 メリヤス機械器具 メリヤス機械用編針 レース機械器具
- (六) フェルト製造機械器具
 フェルト用縮絨機 フェルト用梳毛機
- (七) 染色整理機械器具
 カレンダー 起毛機 霧吹き機 毛焼き機

- 機 高圧精練窯 煮絨機 浸染機 蒸氣機 スカッチャー 整反機 洗絨機 捺染機 熱風乾燥機 幅出し機 バルマー仕上げ機 連続精練漂白機 ロータープレス
- 七 食料加工用又は飲料加工用の機械器具
- (一) 穀物処理機械器具
 押し麦機 製菓機 製パン機 製粉機 精米麦機 製めん機 ひき割り麦機
- (二) 醸造機械器具
 酒搾り用袋 酒醸造機械器具 しょうゆ醸造機械器具 みそ醸造機械器具
- (三) アイスクリーム製造機 牛乳均質機 チーズ製造機 パター製造機 粉乳製造機 練乳製造機
- (四) 肉類加工機械器具
 ソーセージ製造機 肉ひき機
- (五) 水産製品製造機械器具
 削り節機 昆布加工機 練り製品製造機械
- (六) 缶詰機械 根菜類用の機械式スライサー
 サイダー製造機 製茶機械 製糖機械 製油機械 瓶詰機械 ミネラルウォーター製造用機械 野菜すりつぶし用機械
- 八 製材用、木工用又は合板用の機械器具
- (一) 製材機械器具
 帯のご盤 チェーンソー 特殊のご盤の

こぎり目立て盤 丸のこ盤

(二) 木工機械器具

げた製造機械器具 サンダー ほぞ取り盤
木工かんな盤 木工旋盤 木工フライス盤
木工ボール盤 木工用のこぎり盤 木工用
のこぎり目立て盤

(三) 合板機械器具

単板機械、ベニヤ仕上げ機械 ベニヤ製造
用乾燥機 ベニヤ製造用プレス ベニヤ切断
機 ベニヤ継ぎ合わせ機械 ベニヤのり付け
機

九 バルブ製造用、製紙用又は紙工用の機械器具

(一) バルブ製造機械器具

碎木グラインダー チップパー バーカー
バルバー ビーター レファイナー

(二) 製紙機械器具

カレンダー コーティングマシン 抄紙機
断裁機 ドライバート プレスバート 巻
き取り機 ワイヤバート

(三) 紙工機械器具

段ボール製造機械 箱製造機械 袋製造機
械

十 印刷用又は製本用の機械器具

凹版印刷機 活字鑄造機 グラビア印刷機
字母 字母用箱 写真植字機 写真製版機

製本機械 凸版印刷機 平版印刷機

十一 包装用機械器具

こん包機 バンド締付機 ひも自動結束機
封かん機 包装機
十二 動力機械器具(陸上の乗物用のものを除く。)

(一) 内燃機関

ガソリン機関 ディーゼル機関 点火栓
灯軽油機関 焼き玉機関

(二) 蒸気機関

船用蒸気機関 陸用蒸気機関
ジェット機関

(三) ジェット機関

ターボジェット機関 ターボプロップ機関
ラムジェット機関

(四) ロケット機関

タービン
ガスタービン 空気タービン 蒸気タービ
ン 水力タービン

(五) 圧縮空気機関

原子力原動機
水車 風車

(六) 風水力機械器具

風車 風車
十三 風水力機械器具
ポンプ
遠心ポンプ 往復ポンプ 回転ポンプ 軸
流ポンプ 斜流ポンプ

(七) 真空ポンプ

- 往復真空ポンプ 回転真空ポンプ 拡散ポンプ
- (三) 送風機
遠心送風機 回転送風機 軸流送風機
ターボ送風機
- (四) 圧縮機
遠心圧縮機 往復圧縮機 回転圧縮機 軸流圧縮機
ターボ圧縮機
- 十四 農業用機械器具
- (一) 耕うん機械器具（手持ち工具に当たるものを除く。）
株切り機 碎土機 犁^{すき} 動力耕うん機
レーキ
- (二) 栽培機械器具
植え付け機械器具 除草機械器具 施肥用機械器具 種まき機械器具 中耕機械器具 病中害防除機械器具
- (三) 収穫機械器具
刈り取り機 乾燥機 草干し機 脱穀機
俵締め機 唐箕^み とうもろこしの皮むき機械
米選機 干し草用結束装置 もみすり機
- (四) 植物粗製繊維加工機械器具
かます編み具 碎茎機 製筴^え機 畳表織機
俵編み器 ちよ麻仕上げ機 ちよ麻はく皮機
縄仕上げ機 縄ない機 わら打ち機
- (五) 蚕種製造用又は養蚕用の機械器具
蚕網 蚕むしろ 桑切り機 蚕種検査用機械器具
散卵塩水選別機 散卵収容器 散卵浸酸機
散卵洗除機 産卵台紙 飼育箱 雌雄鑑別器
- (六) 飼料圧搾機 飼料裁断機 飼料配合機 飼料粉碎機
- (七) 牛乳ろ過器 搾乳機
- (八) 育雛^{すち}器 ふ卵器
- (九) 苗床幕
- 十五 漁業用機械器具
網揚げ機 トロールウィンチ ラインホー
- 十六 ミシン
- 十七 ガラス器製造機械 靴製造機械 製革機械
たばこ製造機械
- 十八 機械式の接着テープディスペンサー 自動スタンブ打ち器
- 十九 起動器 交流電動機及び直流電動機（陸上の乗物用のものを除く。） 交流発電機 直流発電機
- 二十 芝刈機 修繕用機械器具 電気洗濯機 電機ブラシ 電気ミキサー 電動式カーテン引き装置 陶工用ろくろ 塗装機械器具
- 二十一 機械要素（陸上の乗物用のものを除く。）

	<p>(一) 軸 軸受け 軸継ぎ手 ペアリング</p> <p>(二) 動力伝導装置 遊車 滑車 カム 逆転機 減速機 水力 だめ 増圧器 調車 動力伝導用ベルト 歯 車 変速機 流体 継ぎ手 流体トルクコン バーター リンク ローラーチェーン</p> <p>(三) 緩衝器 空気ばね ばね緩衝器 ばね油圧緩衝器</p> <p>(四) 制動装置 円すいブレーキ 円板ブレーキ 帯ブレ キ ブロックブレーキ</p> <p>(五) ばね うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね</p> <p>(六) バルブ アングルバルブ 球バルブ コック 自動 調整弁 ちょう形バルブ</p>
第八類	<p>一 手動工具</p> <p>(一) げんのう つち ハンマー</p> <p>(二) ねじ回し類 スパナー ねじ回し モンキー レンチ こて</p> <p>(三) 左官用こて はんだこて 椽印こて</p> <p>(四) 万力 やっこ類</p> <p>(五) くぎ抜き ニッパー プライヤー ペンチ</p>
	<p>やっこ</p> <p>(六) つるはし類 つるはし ビータ</p> <p>(七) ショベル類 角形ショベル スコップ 丸形ショベル 雪かき</p> <p>(八) すみつぼ類 すみつぼ 大工用コンパス つぼ糸 縄墨</p> <p>(九) 皮砥 鋼砥 砥石</p> <p>二 手動利器</p> <p>(一) はさみ類 園芸はさみ 金切りはさみ つめ切り つ めはさみ にぎりばさみ はさみ刃 パンチ 洋ばさみ らしゃばさみ 理髪用ばさみ</p> <p>(二) ぼうちよう類 薄刃ぼうちよう 押し切り 折り畳みナイ フ ガラス切り 果物ナイフ 魚のうろこ 取り用ナイフ 削蹄刀 刺し身ぼうちよう 畳ぼうちよう 彫刻刀 出刃ぼうちよう ド ローナイフ 菜切りぼうちよう 肉切りぼう ちよう 洋食ナイフ</p> <p>(三) かみそり 安全かみそり かみそり刃 西洋かみそり 日本かみそり</p> <p>(四) 手動バリカン</p>

- (五) さし類
魚打ちかぎ 魚さし 米さし 砂糖さし
手かぎ 肥料さし
- (六) のみ類
かなな さりのこぎり のみ
まさかり類
おの かま なた まさかり
- (七) やすり
- (八) 刀剣
サーベル 仕込みづえ 日本刀 ばん刀
- 三 くわ 鋤^{つち} レーキ、組ひも機及び靴製造用靴型(手持ち工具に当たるものに限る。)
- 四 電気かみそり及び電気バリカン ひげそり用具入れ ベディキュアセット マニキュアセット
- 五 かつお節削り器 角砂糖挟み 缶切り くるみ割り器(貴金属製のものを除く。) スプーン フォーク
- 六 アイロン(電気式のものを除く。) 糸通し器 チャコ削り器
- 七 水中ナイフ 水中ナイフ保持具 ピッケル
- 八 五徳 殺虫剤用噴霧器(手持ち工具に当たるものに限る。) 十能 パレットナイフ 火消しつば 火ばし ピンセット

第九類

- 一 理化学機械器具
 - (一) 実験用機械器具
エアガス発生器 恒温器 恒湿器 実験用ガラス器具 実験用陶磁製器具 実験用炉
 - (二) 模型及び標本
- 二 測定機械器具
 - (一) 基本単位計量器
温度計 ガスメートル 寒暖計 水量メーター 量り 巻き尺 升 面積計 物指し
 - (二) 誘導単位計量器
圧力計 液面計 音高計 回転計 加速度計 屈折度計 光束計 光度計 高度計 湿度計 照度計 振動計 騒音計 測程儀 速度計 熱量計 粘度計 濃度計 比重計 密度計 力計 流量計
 - (三) 精密測定機械器具
角度ゲージ 角度割り出し機 球面計 傾斜計 光波干涉測長機 真直度測定機械器具 投影機 度盛測定機 長さゲージ ねじ測定機械器具 比較測長機 表面粗さ測定器 平面度測定機械器具
 - (四) 自動調節機械器具
圧力自動調節機械器具 液体自動調節機械器具 液体組成自動調節機械器具 液面自動調節機械器具 温度自動調節機械器具 自動

[特許六六]

燃燒調節機械器具 真空自動調節機械器具
熱量自動調節機械器具 プログラム調節機械器具

(五) 材料試験機

金属材料圧縮試験機 金属材料硬さ試験機
金属材料強度試験機 ゴム試験機 コンク
リート試験機 セメント試験機 纖維材料試
験機 プラスチック試験機 木材試験機

(六) 測量機械器具

アリダード 気象観測用機械 基台 距離
測量機 クリノメーター 三脚 磁気コンバ
ス 磁針 ジャイロコンパス ジャイロ磁気
コンパス 写真測量機 水準測量機 精密経
緯儀 測桿 測鎖 ターゲット トランシッ
ト 標尺 六分儀

(七) 天文用測定機械器具

子午儀 天体分光儀 天頂儀

(八) 隠蔽率測定紙 温度指示用シート 発錆度測定用試験片

三 配電用又は制御用の機械器具

開閉器 継電器 遮断機 制御器 整流器 接
統器 断路器 蓄電器 抵抗器 点滅器 配線
函 配電盤 ヒューズ 避雷器 変圧器 誘導
電圧調整器 リアクトル

四 電池

乾電池 湿電池 蓄電池 光電池
電気磁気測定器

五 位相計 オシログラフ 回路計 空中線測定器 検出器 検漏計 磁気測定器 周波数計

真空管特性測定器 積算電力計 抵抗測定器
電圧計 電波測定器 電流計 電力計 発振
器 容量測定器

六 電線及びケーブル

(一) 電線 ゴム線 特殊被覆電線 裸線 プラスチッ
ク線 巻き線

(二) ケーブル

終端函 接続函 接続用 スリーブ 通信
ケーブル 動力ケーブル 光ファイバーケ
ーブル

七 写真機械器具

雲台 カメラ 距離計 現像用 焼き付け
用、引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具 三
脚 シャッター じゃばら スプール スライ
ド映写機 セルフタイマー 閃光器 閃光電球
ファインダー フィルター フード フラッ
シュガン マガジン レリーズ レンズ 露出
計

八 映画機械器具

映写機 オーバーヘッド映写機用透明シート

現像用又は仕上げ用の機械器具 撮影機
スクリーン 編集機 録音機械器具
九 光学機械器具

(一) 望遠鏡類
鏡筒 三脚 潜望鏡 双眼鏡 反射鏡
プリズム 望遠鏡 レンズ
(二) 顕微鏡類
拡大鏡 鏡筒 金属顕微鏡 生物顕微鏡
反射鏡 プリズム 偏光顕微鏡 立体鏡
レンズ

十 眼鏡

(一) 眼鏡
コンタクトレンズ サングラス 水中マスク
ク 水中眼鏡 鼻眼鏡 普通眼鏡 防じん眼鏡

(二) 眼鏡の部品及び付属品

コンタクトレンズ用容器 つる 鼻眼鏡の
マウント 鼻眼鏡用鎖 鼻眼鏡用ひも 眼鏡
ケース 眼鏡ふき レンズ 枠

十一 加工ガラス(建築用のものを除く。)
紫外線透過ガラス 赤外線吸収ガラス レンズ
用ガラス

十二 救命用具

救命網 救命帯 救命胴衣 救命浮標

十三 電気通信機械器具

(一) 電話機械器具

インターホン 自動交換機 手動交換機
電話機

(二) 有線通信機械器具

印刷電信機 自動電信機 写真電送機 手
動電信機 中継交換機 ファクシミリ

(三) 搬送機械器具

音声周波電送機械器具 ケーブル搬送機械
器具 電力線搬送機械器具 裸線搬送機械器
具 搬送中継機械器具

(四) 放送用機械器具

テレビジョン受信機 テレビジョン送信機
ラジオ受信機 ラジオ送信機

(五) 無線通信機械器具

携帯用通信機械器具 航空機用通信機械器
具 固定局多重通信機械器具 固定局単一通
信機械器具 車両用通信機械器具 船舶用通
信機械器具

(六) 無線応用機械器具

ビーコン機械器具 方向探知機 レーダー
機械器具 ロラン機械器具

(七) 遠隔測定制御機械器具

音声周波機械器具

拡声機械器具 シニークボックス テープ
レコーダー 電気蓄音機 レコードプレーヤー

一 録音機械器具

(A) 映像周波機械器具

ビデオカメラ ビデオディスクプレーヤー
ビデオテープレコーダー

(B) 電気通信機械器具の部品及び附属品

アンテナ キャビネット コイル 磁気
テープレコーダー 磁気テープクリナー
磁気ヘッドレコーダー 磁気ヘッドクリ
ナー スピーカー 接続器 台架類 ダイヤ
ル 蓄電器 通信機械用ヒューズ 抵抗器
テープレコーダー用テープ 転換器 配線盤
ビックアップ ビデオテープ 表示灯
フォノモーター 変成器 保安器 マイクロ
ホン レコードクリナー レコード原盤
レコードスプレー

十四 レコード

(一) EPレコード LPレコード

(二) 録音済みの磁気カード、磁気シート及び磁気テープ

十五 電子応用機械器具及びその部品

(一) 電子応用機械器具

ガイガー計数器 高周波ミシン サイクロ
トロン 産業用X線機械器具 産業用ベータ
ートロン 磁気探鉱機、磁気探知機 磁気デ
ィスク用シールドケース 地震探鉱機械器具

水中聴音機械器具 超音波応用測深器 超
音波応用探傷器 超音波応用探知機 電子応
用静電複写機 電子応用扉自動閉装置 電
子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プ
ログラムを記憶させた電子回路 磁気ディス
ク、磁気テープその他の周辺機器を含む。)

電子顕微鏡 電子式卓上計算機 ワードプロ
セッサ

(二) 電子管

X線管 光電管 真空管 整流管 ブラウ
ン管 放電管

(三) 半導体素子

サーミスター ダイオード トランジスタ
電子回路(電子計算機用プログラムを記憶
させた電子回路を除く。)

(四) 集積回路 大規模集積回路

オゾン発生器 電解槽

十七 ロケット

観測用ロケット 人工衛星

十八 遊園地用機械器具

業務用テレビゲーム機

十九 回転交流機 調相機

電気アイロン 電気式ヘアカーラー 電気
式ワックス磨き機 電気掃除機 電気ブザー

- 二十一 鉄道用信号機 乗物の故障の警告用の三角標識 発光式又は機械式の道路標識
- 二十二 火災報知機 事故防護用手袋 消火栓 消火栓 消火ホース用ノズル 消防車 消防艇 盗難警報器 保安用ヘルメット 防火被服 防じんマスク 防毒マスク
- 二十三 磁心 自動車用シガーライター 抵抗線 電極 溶接マスク
- 二十四 映写フィルム スライドフィルム スライドフィルム用マウント 録画済みビデオディスク及びビデオテープ
- 二十五 ガソリンステーション用装置 自動販売機 駐車場用硬貨作動式ゲート
- 二十六 金銭登録機 計算尺 硬貨の計数用又は選別用の機械 作業記録機 写真複写機 手動計算機 製図用又は図案用の機械器具 タイムスタンブ タイムレコーダー 電気計算機 パンチカードシステム機械 票数計算機 ビリントンマシン 郵便切手のはり付けチェック装置
- 二十七 ウニイトベルト ウェットスーツ 浮き袋 エアタンク 水泳用浮き板 潜水用機械器具 レギューレーター
- 二十八 アーク溶接機 犬笛 家庭用テレビゲイムおもちゃ 金属溶断機 検卵器 電気溶接装置 電動式扉自動開閉装置 メトロノーム

第十類

- 一 医療用機械器具
 - (一) 診断用機械器具
 - 胃鏡 角膜検査用器具 眼圧測定器 鏡器 血圧計 血液検査器 検眼用機械器具 骨盤計測器 消息子 心電計 舌圧子 体温計 打診器具 聴診器具 聴力検査用器具 脳波記録器
 - (二) 手術用機械器具
 - 鋭匙 鉤 鉗子 起子 胸腔鏡 結石器具 産婦人科用拡張器 切削器 切断器 穿孔器 尖足矯正器 鑷子 電気焼灼器 電気骨手術機 電気メス 鈍匙 ナイフ 剝離子 はさみ 白金焼灼器 皮膚成形器具 プーシ 骨接合機械器具 麻醉吸入器具 卵管処置器
 - (三) 治療用機械器具
 - 吸入器 酸素吸入器 紫外線灯治療器 人工気胸器 水銀灯治療器 赤外線灯治療器 穿刺器具 洗浄器具 炭素灯治療器 注射筒 注射針 注入器具 超音波治療機械器具 超短波治療機械器具 治療用浴機械器具 噴霧器 縫合器具 放射性物質利用治療機械器具 マッサージ器 未熟児用保育器 輸血器具
 - (四) 病院用機械器具

〔特許六六〕

- 解剖台 患者運搬車 器械台 器械テーブル 器械戸棚 手術台 手術用照明器具 消毒用及び滅菌用の器具 診療台 担架 調剤台 調剤用機械器具
- (五) 齒科用機械器具
 - 矯正機械器具 クレンザー 充てん用器具 穿削器具 穿刺器具 治療台 剔削器具
 - ブローチ 補綴器具 ユニット
- (六) 獣医科用機械器具
 - 去勢器具 産科用機械器具 手術用機械器具 蹄鉄用機械器具
- (七) 医療用の補助器具及び矯正器具
 - 義眼 義肢 外科用人造皮膚 健康帯 拘束服 副木 脱肛痔バンド 脱腸帯 弾性靴 下 椎骨矯正器 腹帯 歩行補助器 補聴器 骨接合用器具 松葉つえ
- (八) 医療用X線装置
 - 二 氷まくら 三角きん 支持包帯 手術用キヤットガット
 - 吸い飲み スポイト 乳首 デンタルフロス 氷のう 氷のうつり ほ乳用具 魔法ほ乳器 綿棒 指サック
- 三 避妊用具
 - コンドーム ペッサリー
- 四 人工鼓膜用材料 補綴充てん用材料（齒科用のものを除く。）

第十一類

- 五 耳栓
 - 水泳用耳栓 睡眠用耳栓 防音用耳栓
- 六 医療用手袋 家庭用電気マッサージ器 しびん 病人用便器 耳かき
- 一 電球類及び照明用器具
 - アーク灯 懐中電灯 笠 蛍光灯 抗内安全灯 殺菌灯 シャンデリア 集魚灯 水銀灯 スポットライト 赤外線電球 太陽灯 探照灯 乗物用発電ランプ 白熱電球 白熱電灯器具 放電灯用器具 豆電球
- 二 あんどん ガスランプ 石油ランプ ちようらん ほや
- 三 工業用炉
 - 加熱炉 乾りゆう炉 均熱炉 混鉄炉 焼成窯 電気炉 熱風炉 発生炉 溶解炉 るつぼ
- ロータリーケルン
- 四 原子炉
- 五 火鉢類
 - ガスストーブ こたつ 石炭ストーブ 石油ストーブ 石油ストーブしん 暖炉 火鉢
- 六 ボイラー
 - 給水加熱器 空気余熱器 車両用ボイラー
- 蒸気過熱器 蒸気過熱低減器 ストーカー 船用ボイラー 灰捨て機械器具 陸用ボイラー
- 七 ガス湯沸かし器 調理台 流し台

<p>八 加熱器 ガスレンジ かまど 七輪 石油こんろ 天 火 九 冷凍機械器具 ガス冷蔵庫 製氷機 冷却機 冷却蒸発機 冷却筒 冷凍機 冷凍用又は冷蔵用のシ ョーケ ース 十 アイスボックス 氷冷蔵庫 十一 飼料乾燥装置 牛乳殺菌機 十二 乾燥装置 換熱器 蒸着装置 蒸発装置 蒸留装置 熱交換器 十三 暖冷房装置 温気暖房装置 温気炉 温水暖房装置 蒸気 暖房装置 単位誘引式空気調和装置 中央式空 気調和装置 放熱器 窓掛け式空気調和装置 路面暖房装置 十四 家庭用電熱用品類 衣類乾燥器 扇風機 電気がま 電気コーヒ ー沸かし 電気こたつ 電気こんろ 電気スト ープ 電気足温器 電気トースター 電気火鉢 電気布団 電気ポット 電気毛布 電気冷蔵庫 電気レンジ ヘアドライヤー ルームクーラー 十五 浴槽類 洗い場付き浴槽 シャワー器具 洗面台及び 洗い場付き浴槽 浴槽 浴槽がま</p>	<p>第十二類 一 船舶並びにその部品及び附属品 (一) 船舶 ニアクッション艇 カヌー 貨物船 客船 漁船 軍艦 ケーブル敷設船 砕氷船 しゅ んせつ船 タンカー 伝馬船 はしけ 帆船 引き船 フェリーボート ボート モー ターボート ヨット ランチ (二) 船舶の部品及び附属品 イ 推進器 スクリュープロペラ ロ かじ取り器及びかじ かじ 蒸気かじ取り器 舵輪 電動かじ 取り器 ハ その他の船用品 オーニング オール オール受け カス</p> <p>十六 家庭用浄水器 水道蛇口用座金 水道蛇口 用ワッシャー 水道用栓 タンク用水位制御弁 パイプライン用栓 十七 汚水浄化槽 家庭用汚水浄化槽 家庭用し 尿処理槽 ごみ焼却炉 し尿処理槽 洗浄機能 付き便座 洗面所用消毒剤ディスプレイ 便 器 和式便器用椅子 十八 あんか かいろ かいろ灰 化学物質を充 てんした保温保冷具 湯たんぽ</p>
--	--

〔特許六六〕

一 用パドル キャブスタン けい船機 ス
 タンチョン ステイルハッチカパー 船
 側はしご 船舶用防紋具 船用信号標識
 ハッチくさび ハッチクリート ハッチ
 バッテン ハッチボード ポートカパー
 ポートダビット ポートチョック 丸窓
 ムアリングパイプ

二 航空機並びにその部品及び附属品

(一) 航空機

オートジャイロ 気球 グライダー 水上
 飛行機 水陸両用飛行機 ターボジェット機
 ターボプロップ機 飛行船 プロペラ機
 ヘリコプター

(二) 航空機の部品及び附属品

回転翼 降着装置 座席 酸素装置 支柱
 車輪 主翼 操縦装置 タイヤ チューブ
 胴体 燃料タンク 羽布 尾翼 プロペラ
 防水装置 油圧装置

三 鉄道車両並びにその部品及び附属品

(一) 鉄道車両

貨車 客車 ケーブルカー 蒸気機関車
 除雪車 蓄電池機関車 電気機関車 電車
 内燃機関車 内燃電気機関車 内燃動車

(二) 鉄道車両の部品及び附属品

網棚 座席 車体 車輪 集電機械器具

台車 台枠 つり皮 扉 扉開閉装置 連結
 機

(三) スキーリフト ロープウェイ (荷役用のも
 のを除く。)

四 自動車並びにその部品及び附属品

(一) 自動車

貨物自動車 救急車 競争自動車 コンク
 リートミキサー車 散水車 乗用車 水陸両
 用車 雪上車 戦車 宣伝カー 装甲車 ダ
 ンプカー 図書館車 トラクター トレーラ
 ー トロリーバス バス フォークリフトカ
 ー 霊きゆう車

(二) 自動車の部品及び附属品

風よけひさし 空気ポンプ クラッチ 警
 音器 座席 座席カパー シャシー 車体
 車体カパー 車輪 スポーク タイヤ チュ
 ーブ とつて 扉 泥よけ 荷物台 バック
 ミラー ハンドル ハンドルカパー パンパ
 ー 風防ガラス 方向指示器 ほろ ボンネ
 ット 窓カーテン 予備車輪支持具 リム
 ワイパー

五 二輪自動車並びにその部品及び附属品

(一) 二輪自動車

オートバイ

(二) 二輪自動車の部品及び附属品

- ギヤクランク 空気ポンプ 警告器 サドル 軸身 スタンド スポーク タイヤ チェーン チェーンケース チューブ 泥よけ 握り 荷台 ハブ ハンドル フリーホイール フレーム ペダル 前ホーク リム
- 六 自転車並びにその部品及び附属品
- (一) 自転車
運搬車 折り畳み式自転車 軽快車 実用車 スポーツツーリスト車 タンデム車
- (二) 自転車の部品及び附属品
ギヤクランク 空気ポンプ 警告器 サドル 軸身 スタンド スポーク タイヤ チェーン チェーンケース チューブ 泥よけ 握り 荷台 ハブ ハンドル フリーホイール フレーム ペダル 前ホーク リム
- 七 乳母車 車いす 人力車 そり 手押し車 荷車 馬車 リヤカー
- 八 荷役用索道
- 九 カーダンパー カーブッシャー カーブラー 牽引車
- 十 陸上の乗物用の動力機械器具
- (一) 内燃機関
ガンリン機関 ディーゼル機関 点火栓 灯軽油機関
- (二) 蒸気機関

- 車両用蒸気機関
- (三) ジニット機関
ターボジニット機関 ターボプロップ機関
ラムジニット機関
- (四) タービン
ガスタービン 空気タービン 蒸気タービン
水力タービン
- 十一 陸上の乗物用の機械要素
- (一) 軸 軸受け 軸継ぎ手 ベアリング
(二) 動力伝導装置
遊車 カム 逆転機 減速機 調車 動力伝導用ベルト 歯車 変速機 流体継ぎ手 流体トルクコンバーター リンク ローラー チェーン
- (三) 緩衝器
空気ばね ばね緩衝器 ばね油圧緩衝器
- (四) ばね
うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね
- (五) 制動装置
円すいブレーキ 円板ブレーキ 帯ブレーキ
キ ブロックブレーキ
- 十二 陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機
- 十三 タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片 乗物用盗難警報器 落下傘

第十四類	第十三類
一 貴金屬 (一) 金及び金合金 金合金地金 金粗製品 金地金 金又は金	一 銃砲 安全装置 カノン砲 機関銃 機関砲 空氣 銃 擊發装置 けん銃 高射砲 銃架 銃型 銃床 銃身 小銃 照準器 彈倉 迫撃砲 砲 架 砲座 砲身 無反動砲 りゅう弾砲 獵銃 二 銃砲彈 機関銃彈 空氣銃彈 散彈 小銃彈 彈體 砲彈 薬きょう 獵銃彈 三 火薬 黒色火薬 無煙火薬 綿火薬 四 爆薬 液体爆薬 カーリット 起爆薬 硝安爆薬 ダイナマイト 五 火工品及びその補助器具 (一) 火工品 火管 ガス彈 魚雷 機雷 焼い彈 照明 彈 地雷 信管 彈藥筒 手りゅう彈 導火 線 のろし 爆彈 爆雷 發煙彈 花火玉 薬筒 薬包 誘導彈 雷管 ロケット彈 (二) 火工品の補助器具 投下器 投射器 發射器 揚彈器

六 貴金屬製喫煙用具 きせる きせる筒 たばこ入れ たばこケー ス たばこホルダー 灰皿 バイブ	合金の鑄物、はく、粉及び展伸材 (一) 銀及び銀合金 銀合金地金 銀粗製品 銀地金 銀又は銀 合金の鑄物、はく、粉及び展伸材 (二) 白金及び白金合金 白金合金地金 白金粗製品 白金地金 白 金又は白金合金の鑄物、はく、粉及び展伸材 (三) その他の貴金屬及びその合金 イリジウム オスミウム パラジウム テニウム ロジウム 二 貴金屬製食器類 (一) きゆうす コーヒーポット (電気式のもの を除く) コップ 杯 皿 サラダボール スープ鉢 茶わん ティーポット 水差し (二) たる つぼ バン入れ 三 貴金屬製のくるみ割り器、こしょう入れ、砂 糖入れ、塩振出し容器、卵立て、ナプキンホル ダー、ナプキンリング、盆及びようじ入れ 四 貴金屬製の花瓶、水盤、針箱、宝石箱、ろう そく消し及びろうそく立て 五 貴金屬製のがま口、靴飾り、コンパクト及び 財布
--	--

<p>第十五類</p>	<p>七 身飾品 イヤリング カフスボタン 貴金属製き章 貴金属製バックル 貴金属製バッジ 貴金属製 ボンネットピン ネットタイ止め ネットタイピン ネットレス プレスレット ペンダント 宝 石ブローチ メダル 指輪 ロケット 八 宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品 エメラルド 黄玉石 かんらん石 貴金属製 糸 玉髄 サファイア さんご 真珠 人造宝 玉 水晶 ダイヤモンド たんぱく石 ひすい へき玉 めのう ルビー 九 時計 (一) 時計 腕時計 置き時計 懐中時計 自動車用時 計 ストップウォッチ 柱時計 目覚まし時 計 (二) 時計の部品及び附属品 ゼンマイ 時計側 時計鎖 時計のガラス 時計バンド 針 振子 文字盤 十 記念カップ、記念たて</p>
<p>第十六類</p>	<p>一 紙類 (一) 洋紙 印刷用紙 インディアペーパー カーボン 原紙 グラシンペーパー 新聞用紙 吸い取 り紙 タイプライターペーパー トイレット ペーパー 筆記図画用紙 包装用紙 ライス ペーパー 硫酸紙 ろ紙</p> <p>二 演奏補助品 楽譜台 指揮棒 電気又は電子楽器用フェイ ザー</p> <p>三 音さ 調律機</p> <p>(二) 和楽器 木琴 弓 リード 弦 こきゅう 琴 三味線 尺八 しょう 太鼓 つづみ つめ ばち ひちりき び わ 横笛</p>

〔特許六六〕

(二) 板紙

アイボリー紙 色板紙 黄板紙 白板紙
心紙 段ボール原紙 チップボード紙 表紙
ポストカード紙 ルーフィング原紙

(三) 和紙

温床紙 傘紙 火薬包み紙 がんび紙 工
芸紙 こうぞ紙 証券紙 障子紙 書道用紙
仙貨紙 ちり紙 典具じょう紙 謄写原紙
用紙 鳥の子紙 ナブキン紙 複写紙 奉書
紙 る紙

(四) 加工紙

紙製レース 擬革紙 ジャガードカード
耐酸紙 段ボール ふすま紙 防火紙 防か
び紙 防水紙 防錆紙 防油紙 りん光紙

(五) セロハン類

普通セロハン 防湿セロハン

(六) 合成紙

二 紙製包装用容器

紙箱 紙袋 段ボール箱 ファイバー箱

三 家庭用食品包装フィルム 紙製ごみ収集用袋

プラスチック製ごみ収集用袋

四 衛生手ふき 型紙 紙製テーパークロス 紙

製タオル 紙製手ふき 紙製のほり 紙製旗

紙製ハンカチ 紙製プラインド 紙製幼児用お

しめ 裁縫用チャコ 荷札

五 印刷物

絵はがき 楽譜 歌集 カタログ カレンダ
ー 雑誌 時刻表 書籍 新聞 地図 日記帳
パンフレット

六 書画

絵画 軸書 版画

七 写真 写真立て

八 遊戯用カード

歌がるた かるた トランプ 花札

九 文房具類

(一) 紙製文房具

アルバム カード カーボンペーパー け
い紙 スクラップブック スケッチブック
スコアカード スコアブック 帳簿 手帳
伝票 謄写原紙 トレーシングクロス ト
レーシングペーパー ノートブック 便せん
封筒 方眼紙 名刺用紙 用せん ルーズ
リーフ用紙

(二) 筆記用具

鉛筆 キャップ 骨筆 サインペン シャ
ーペンシル 石筆 鉄筆 白墨 フェルト
ペン ペン先 ペン軸 ボールペン 万年筆
毛筆

(三) 絵画用材料

イーゼル 絵絹 画板 カンバス クレヨ

- ン はけ パステル バレット 木炭
- (四) その他の文房具類
 インキ インキ消し インキつぼ 印章
 印章入れ 印章用マット 印肉 鉛筆削り
 画びょう クリップ 消しゴム 黒板 黒板
 ふき 下げ札 シール しおり 下敷き 修
 正液 定規 状差し 書類挟み すずり ス
 タンプ台 ステッカー 墨 石ばん 接着テ
 ープ 接着テープディスペンサー そろばん
 短冊 地球儀 値札 はり札 番号印 日
 付印 筆立て 筆箱 文鎮 分度器 ペーパ
 ーナイフ 墨汁 ホッチキス(電動式のもの
 を除く。) 水引 指サック ラベル(布製の
 ものを除く。)
- (五) 昆虫採集用具
 柄付き捕虫網 昆虫採集箱 昆虫胴乱 殺
 虫管 毒つば
- 十 事務用又は家庭用ののり及び接着剤
 アラビヤのり 海藻のり かすがいのり カ
 ゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラ
 チン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり
 プラスチック接着剤 ラテックスのり
- 十一 青写真複写機 あて名印刷機 印刷用イン
 テル 印字用インクリボン 活字 こんにゃく
 版複写機 自動印紙はり付け機 事務用電動式

第十七類

- 一 ゴム
- (一) 天然ゴム
 グタペルカ ゴム板 ゴム液 ゴム管 ゴ
 ム棒 再生ゴム 生ゴム フォームラバー
- (二) 合成ゴム
 アクリルゴム シリコンゴム スチレン
 ブタジエンゴム ニトリルゴム ブチルゴム
 ふつ素ゴム
- (三) ゴム誘導体
 エポナイト 塩化ゴム 塩酸ゴム 多硫化
 ゴム
- 二 糸ゴム及び被覆ゴム糸(織物用のものを除
 く。) ゴム製又はバルカンファイバー製の座金
 及びワッシャー ゴム製又はバルカンファイバ
 ー製のバルブ(機械要素に当たるものを除く。)
 ゴムひも 石綿ひも
- 十二 観賞魚用水槽及びその附属品
 ニアールポンプ 金魚鉢 水槽 水槽用装飾品
 揚水ポンプ ろ過器
- ホッチキス 事務用封かん機 消印機 製図用
 具 裝飾塗工用ブラシ タイプライター チェ
 ックライター 謄写板 凸版複写機 文書細断
 機 封ろう マーキング用孔開型板 郵便料金
 計器 輪転謄写機

三 ゴム製栓 ゴム製ふた ゴム製包装用容器
四 プラスチック基礎製品

板 帯 管 金属はくを蒸着したプラスチックシート スポンジ体 積層板 接着剤を塗布したプラスチックシート 繊維入り板 反射基剤を有するプラスチックシート フィルム生地 棒 毛状プラスチック基礎製品

五 化学繊維 (織物用のものを除く。)

合成繊維 再生繊維 半合成繊維
六 化学繊維系 (織物用のものを除く。)

合成繊維系 再生繊維系 半合成繊維系

七 雲母 岩石繊維 鉱さい綿 石綿 石綿網

石綿糸 石綿織物 石綿製フェルト 石綿の板 石綿の粉

八 コンデンサーペーパー 石綿紙 バルカンフアイバー

九 電気絶縁材料

絶縁がい子 絶縁テープ 絶縁塗料 絶縁油 絶縁用雲母製品 絶縁用紙製品 絶縁用ゴム製品 絶縁用布製品

十 オイルフニス ガスケット 管継ぎ手 (金属製のものを除く。) 消防用ホース 石綿製防火幕 絶縁手袋 蹄鉄 (金属製のものを除く。) パッキング 床用、壁用又は天井用の音響吸収材

第十八類

一 皮革

(一) 原革 原皮 なめし皮

(二) 毛皮

(三) 革ひも

二 かばん類

折りかばん 肩掛けかばん グラッドストン

こうり 書類入れかばん スーツケース 手提げかばん トランク ハンドバッグ ポスト

ンバッグ ランドセル リュックサック

三 袋物

お守り入れ カード入れ 買物袋 (車付きのものを含む。) がま口 (貴金属製のものを除く。)

キーケース 財布 (貴金属製のものを除く。)

信玄袋 バス入れ 名刺入れ

四 携帯用化粧道具入れ

五 かばん金具 がま口金

六 傘

(一) 折り畳み式傘 からかさ 蛇の目傘 晴雨兼用傘 ビーチパラソル 日傘 洋傘

(二) 傘カバー 傘用柄 洋傘金具 洋傘の骨 洋傘袋

七 ステッキ つえ つえ金具 つえの柄

八 乗馬用具

馬用毛布 くら くら敷き遮眼帯 た綱 は

第十九類	
<p>九 愛玩動物用被服類 犬の靴 犬の首輪 犬の胴着 犬の胴輪</p>	<p>一 建築用又は構築用の非金属鉱物 安山岩 角閃石 花こう岩 火山灰 凝灰岩 けい石 砂石 蛇紋岩 砂利 水晶 砂 石灰 石 石こう 粗面岩 耐火粘土 大理石 玉石 長石 陶石 粘土灰 粘板岩 方解石 ろう石 二 陶磁製建築専用材料、れんが及び耐火物 焼成れんが 断熱耐火れんが 土かわら テ ラコッター 陶磁製かわら 陶磁製タイル 陶 磁製排水管 土管 不焼成れんが モルタル ろう耐火物</p> <p>三 合成建築専用材料 合成板 床面用又は壁用の合成舗設材</p> <p>四 アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料 アスファルト アスファルトフェルト アス ファルトルーフィングフェルト アスファルト ルーフィングペーパー</p> <p>五 ゴム製の建築用又は構築用の専用材料 しっ くい 石灰製の建築用又は構築用の専用材料 石こう製の建築用又は構築用の専用材料 繊維 製の落石防止網</p>
<p>六 建造物組立てセット（金属製のものを除く。） 禽舎組立てセット</p> <p>七 セメント及びその製品 アルミナセメント 高炉セメント コンクリ ート管 コンクリートくい コンクリート製舗 道板 コンクリート柱 コンクリートブロック シリカセメント 石綿かわら 石綿セメント 板 石綿セメント管 石綿セメントスレート 石綿セメント製煙突 石灰くずセメント セ メントモルタル製かわら セメントモルタル製 管 セメントモルタル製スレート ヒューム管 ポルトランドセメント マグネシアセメント 木毛セメント板</p> <p>八 木材 板 腕木 くい材 げた板 坑道用木材 合 板 柿板 白木板 人造燻木材 繊維板 竹材 垂木 鉄道まくら木 天井板 電柱用木製柱 ひき角 ひき割り 防火木材 防腐木材 丸 太 木製管 木製らんかん 木れんが 屋根板 床板 床張り用木塊</p> <p>九 石材 石がわら 石スレート 鉾さい石 鉾さいバ ラス 人造石材 石碑用石材 土台石 墓用石 材 塀石 舗装用敷き石</p>	

〔特許六六〕

〔特許六六〕

十 建築用ガラス

網入り板ガラス 合わせ板ガラス 色板ガラス 型板ガラス ガラスかわら ガラススタイル ガラスれんが 変わり板ガラス 強化ガラス 紫外線透過ガラス 赤外線吸収ガラス 装飾ガラス 発光ガラス 普通板ガラス 放射線遮断ガラス 泡まつガラス

十一 建具（金属製のものを除く。）

障子 戸 ふすま

十二 鉱物性基礎材料

石こうの板 鉱さい 無機繊維の板及び粉（石綿製のものを防く。）

十三 タール類及びピッチ類

コールタール 石油ピッチ 木タール

十四 可搬式家庭用温室（金属製のものを除く。）

人工魚礁（金属製のものを除く。） 吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。） 養鶏用かご（金属製のものを除く。）

十五 区画表示帯

競技場区画線シート 道路区画線シート

十六 土砂崩壊防止用植生板 窓口風防通話板

十七 道路標識及び航路標識（金属製又は発光式

のものを除く。）

十八 貯蔵槽類（金属製又はプラスチック製のものを除く。）

石製液体貯蔵槽 石製家庭用水槽 石製工業用水槽 送水管用バルブ

十九 ビッド及びボラード（金属製のものを除く。）

二十 石製彫刻 石製郵便受け コンクリート製彫刻 大理石製彫刻 灯ろう 飛び込み台

（金属製のものを除く。） 墓標及び墓碑用銘板（金属製のものを除く。）

第二十類

一 家具

(一) たんす類

食器戸棚 茶たんす 洋服たんす

(二) 机類

座卓 事務机 食卓 勉強机 和机

(三) いす類

安楽いす きょうそく 腰掛けいす 座いす 食卓用いす 長いす

(四) 鏡

鏡台 三面鏡台 姿見台 手鏡

(五) いこう 傘立て げた箱 書棚 寝台 陳列棚 つり床 長持 文庫 宝石箱（貴金属

- 製のものを除く。) 本立て 本箱 マガジン
ラック ロッカー
- 二 貯蔵槽類(金属製又は石製のものを除く。)
液化ガス貯蔵槽 液体貯蔵槽 ガス貯蔵槽
工業用水槽
- 三 プラスチック製バルブ(機械要素に当たるものを除く。)
アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちよう形バルブ
- 四 カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ、くさび、ナット、ねじくぎ、びよう、ボルト、リベット及びキャスター(金属製のものを除く。) 座金及びワッシャー(金属製、ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。) 錠(電気式又は金属製のものを除く。)
- 五 木製、竹製又はプラスチック製の包装用容器
- (一) 木製の包装用容器
折り箱 木箱 たる
- (二) 竹製の包装用容器
かご
- (三) プラスチック製ぎよう木 プラスチック製包装用葉
- (四) コルク製栓 プラスチック製栓 プラスチック製ふた 木製栓 木製ふた
- 六 葬祭用具
位はい 神棚 さかき立て 三宝 数珠 納棺用品 花立て ひつぎ 仏壇 へいじ みこし 水玉 木魚 輪灯
- 七 荷役用パレット(金属製のものを除く。) 養蜂用巣箱
- 八 クッション 座布団 まくら マットレス
- 九 愛玩動物用ベッド 犬小屋 うちわ 買物かご 額縁 家庭用水槽(金属製又は石製のものを除く。) きゃたつ及びはしご(金属製のものを除く。) 工具箱(金属製のものを除く。) 小鳥用巣箱 ししゅう用枠 植物の茎支持具 食品見本模型 人工池 すだれ ストロー スリールピングバック せんす 洗濯挟み 裝飾用ビーズカーテン タオル用ディスプレイ(金属製のものを除く。) つい立て ネームプレート及び標札(金属製のものを除く。) 旗ざお ハンガーボード びようぶ ベンチ 帽子掛けかご(金属製のものを除く。) 盆(金属製のものを除く。) マネキン人形 麦わらさなだ 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け(金属製又は石製のものを除く。) 揺りかご 洋服飾り型類 理髪用いす
- 十 石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木製彫刻
- 十一 あしい おにがや きよう木 しだすげ すさ 竹 竹皮 つる とう 麦わら 木

(特許六六)

<p>皮 わら 十二 きば 鯨のひげ 甲殻 さんご 人工角 ぞうげ 角 歯 べっこう 骨 十三 海泡石 こはく</p>	<p>第二十一類 一 ガラス基礎製品（建築用のものを除く。） 網入り板ガラス 合わせ板ガラス 色板ガラス 型板ガラス ガラス管 ガラス球 ガラス 棒 変り板ガラス 管球ガラス 感光ガラス 強化ガラス 紫外線透過ガラス 赤外線吸収ガ ラス 装飾ガラス 導電ガラス 発光ガラス 普通板ガラス 放射線遮断ガラス 泡まつガラ ス 理化学ガラス レンズ用ガラス 二 なべ類 かま 調理用鉄板 なべ はんごう フライ パン 蒸し器 三 コーヒー沸かし（電気式又は貴金属製のもの を除く。） 鉄瓶 やかん 四 食器類（貴金属製のものを除く。） （一） きゅうす コップ 杯 皿 サラダボール 重箱 茶わん ディッシュユカパー デカン ター 徳利 鉢 ビールジョッキ べんとう 箱 水差し 湯飲み わん （二） 菓子缶 たる 茶缶 つぼ パン入れ 五 アイスペール 泡立て器 魚ぐし 携帯用ア イスボックス こし器 こしよう入れ、砂糖入 れ及び塩振り出し容器（貴金属製のものを除 く。） 卵立て（貴金属製のものを除く。） ナブ キンホルダー及びナブキンリング（貴金属製の ものを除く。） 盆（貴金属製のものを除く。） ようじ入れ（貴金属製のものを除く。） 米びつ ざる シェーカー シャもじ 手動式のコー ヒー豆ひき器及びこしようひき じょうご 食 品保存用ガラス瓶 水筒 すりこぎ すりばち ぜん 栓抜き 大根卸し タルト取り分け用 へら なべ敷き はし はし箱 ひしゃく ふ るい まな板 魔法瓶 麵棒 焼き網 ようじ レモン絞り器 ワッフル焼き型（電気式のも のを除く。） 六 清掃用具及び洗濯用具 くまで 洗濯板 洗濯ブラシ 洗面器 雑巾 たらい たわし ちりかご ちり取り バケ ツ はたき 張り板 ほうき モップ 物干し ざお 物干し用ハンガー 七 家事用手袋 八 化粧用具 あかすり おしろい入れ 懐中鏡 鏡袋 く しくし用容器 クリーム入れ 化粧用具セツ ト 化粧用スポンジ 化粧用はけ 化粧用箱 香水噴霧器 コンパクト（貴金属製のものを除</p>
---	--

- く。) せっけん入れ 洗面用具入れ つめ用ブラシ パフ 歯ブラシ 歯ブラシ入れ ひげそり用ブラシ ひげそり用ブラシ立て ヘアブラシ 紅筆 まつ毛カール器 まゆ毛用ブラシ 電気式歯ブラシ
- 九 おけ用ブラシ 金ブラシ 管用ブラシ 工業用はけ 船舶ブラシ ブラシ用豚毛 洋服ブラシ
- 十 靴ブラシ 靴べら 靴磨き布 軽便靴クリナー シューツリー
- 十一 ガラス製又は陶磁製の包装用容器
- (一) 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器 薬品用容器
- (二) ガラス製栓 ガラス製ふた
- 十二 かいばおけ 家禽用リング
- 十三 アイロン台 愛玩動物用食器 愛玩動物用ブラシ 犬のおしゃぶり 植木鉢 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用燃え殻ふるい 紙タオル取り出し用金属製箱 霧吹き 靴脱ぎ器
- こて台 小鳥かご 小鳥用水盤 じょうろ 寝室用簡易便器 石炭入れ せっけん用ディスプレイ 貯金箱(金属製のものを除く。) トイレットペーパーホルダー ねずみ取り器 はえたたき へら台 湯かき棒 浴室用腰掛け 浴室用手おけ ろうそく消し及びろうそく立て

第二十二類

- (貴金属製のものを除く。)
- 十四 花瓶(貴金属製のものを除く。) ガラス製又は磁器製の立て看板 香炉 コップエル水盤(貴金属製のものを除く。) 風鈴
- 一 原料繊維
- (一) 綿繊維
綿花 落綿
- (二) 麻繊維
亜麻 黄麻 サイザル麻 大麻 ラファイアラミー
- (三) 絹繊維
繭 真綿
- (四) 毛繊維
アルパカの毛 アンゴラやぎの毛 うさぎの毛 羊毛 らくだの毛
- (五) 織物用化学繊維
合成繊維 再生繊維 半合成繊維
- (六) 織物用無機繊維(石綿を除く。)
ガラス繊維 金属繊維
- 二 編みひも 真田ひも のり付けひも よりひも
- 三 網類
トワイン 縄 はえ縄 ロープ
- 四 網類(金属製又は石綿製のものを除く。)

〔特許六六〕

第二十三類	<p>麻網 化学纖維網 ガラス纖維網 絹網 漁網 防虫網 綿網</p> <p>五 衣服綿 ハンモック 布団袋 布団綿</p> <p>六 布製包装用容器</p> <p>七 麻袋 化学纖維袋 綿袋</p> <p>七 わら製包装用容器</p> <p>かます 俵 瓶用わら包み</p> <p>八 ターポリン 帆</p> <p>九 雨覆い 天幕 日覆い 日よけ よしず</p> <p>十 ザイル 登山用又はキャンプ用のテント</p> <p>十一 靴用ろう引き縫糸</p> <p>十二 おがくず カボック かんなくず 木毛 もみがら ろうくず</p> <p>十三 牛毛 人毛 たぬきの毛 豚毛（ブラン用のものを除く。） 羽 馬毛</p>
第一系	<p>(一) 綿糸類</p> <p>綿糸 落綿糸</p> <p>(二) 麻糸</p> <p>亜麻糸 黄麻糸 大麻糸 ラミー糸</p> <p>(三) 絹糸</p> <p>絹糸 絹紡糸 玉糸 つむぎ糸 野蚕糸</p> <p>(四) 毛糸</p> <p>梳毛糸 紡毛糸</p>

第二十四類	<p>(五) 織物用化学纖維糸</p> <p>合成纖維糸 再生纖維糸 半合成纖維糸</p> <p>(六) 織物用無機纖維糸（石綿糸を除く。）</p> <p>ガラス纖維糸 金属纖維糸</p> <p>(七) 混紡糸</p> <p>混紡麻糸 混紡化学纖維糸 混紡絹糸 混紡毛糸 混紡無機纖維糸 混紡綿糸</p> <p>(八) より糸</p> <p>麻より糸 化学纖維より糸 絹より糸 毛より糸 混ねん糸 綿より糸</p> <p>(九) 縫い糸</p> <p>(十) 織物用特殊糸</p> <p>糸ゴム 紙糸 金糸 銀糸 雑糸 被覆糸</p> <p>(十一) 脱脂屑糸</p>
第一織物	<p>(一) 綿織物類</p> <p>綿織物 落綿織物</p> <p>(二) 麻織物</p> <p>亜麻織物 黄麻織物 大麻織物 ラミー織物</p> <p>(三) 絹織物類</p> <p>絹織物 絹紡織物 絹紡つむぎ糸織物</p>

<p>(四) 毛織物 梳毛織物 紡毛織物 (五) 化学纖維織物 合成纖維織物 再生纖維織物 半合成纖維織物 (六) 無機纖維織物 (石棉織物を除く) ガラス纖維織物 金属纖維織物 (七) 混紡織物 混紡麻織物 混紡化学纖維織物 混紡絹織物 混紡毛織物 混紡綿織物 (八) 交織物 麻絹交織物 麻毛交織物 麻綿交織物 化学纖維交織物 毛綿交織物 絹綿交織物 絹毛交織物 ゴム交織物 無機纖維交織物 (九) 細幅織物 ゲートル地 ズボンつり地 バンド地 (十) 紙織物 被覆ゴム糸織物 (十一) 畳べり地 二 メリヤス生地 化学纖維メリヤス生地 絹メリヤス生地 毛メリヤス生地 綿メリヤス生地 三 フェルト及び不織布 (一) 圧縮フェルト 織りフェルト (二) 不織布 四 オイルクロス ゴム引防水布 ビニルクロス</p>

第二十五類	<p>五 ラバークロス レザークロス ろ過布 布製身の回り品 タオル 手ぬぐい ハンカチ ふくさ ふろしき 六 ふきん 七 かや 敷き布 布団 布団カバー 布団側まくらカバー 毛布 八 織物製壁掛け 織物製ブラインド カーテン シャワーカーテン テーブル掛け どん帳 九 遺体覆い 経かたびら 黒白幕 紅白幕 十 布製ラベル ビリヤードクロス 十一 のぼり及び旗 (紙製のものを除く。)</p>
一 被服	<p>(一) 洋服 イブニングドレス 学生服 子供服 作業服 ジャケット スーツ スカート ズボン スモック 礼服 (二) コート オーバーコート トップコート マント レインコート (三) セーター類 カーディガン セーター チョッキ (四) ワイシャツ類 開きんシャツ カフス カラー スポーツ</p>

(五) 寝巻き類

シャツ ブラウス ポロシャツ ワイシャツ
ナイトガウン ネグリジニ 寝巻き パ
ジャマ バスローブ

(六) 和服

帯 帯揚げ 帯揚げしん 腰ひも 腰巻
じゅばん だて締め だて巻き 長着 羽織
羽織ひも はかま 半えり

(七) 下着

キャミソール コルセット コンビネー
ション シャツ シュミーズ ズボン下 ス
リップ パンツ ブラジャー ベチコート

(八) 水泳着 水泳帽

エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛
皮製ストール ショール スカーフ 足袋

(九) 足袋カパー 手袋 布製幼児用おしめ ネク

タイ ネッカチーフ マフラー 耳覆い
(十) ずきん すげがさ ナイトキャップ ヘル
メット 帽子

二 ガーター 靴下止め ズボンつり バンド

ベルト

三 履物

(一) 靴類

イ 雨靴 編上げ靴 運動靴 オーバーシュ
ーズ 木靴 作業靴 サンダル靴 短靴

地下足袋 釣り用靴 長靴 ハーフブーツ

婦人靴 防寒靴 メリヤス製靴 木綿製

靴 幼児靴

ロ 内底 かかと 靴合わせくぎ 靴くぎ

靴中敷き 靴の引き手 靴用継ぎ目革 靴

びょう 靴保護金具 地下足袋底 履物用

甲革 履物用つま先革 半張り底

(二) げた

イ あしだ こまげた サンダルげた ひよ

りげた

ロ げた金具 げた台 げたはま 鼻緒

(三) 草履類

イ 麻裏草履 皮草履 スリッパ フェルト

草履 わらじ

ロ スリッパ底 草履表 草履底 鼻緒 藤

表

四 運動用特殊衣服

アノラック 空手衣 グランドコート 剣道

衣 柔道衣 スキー競技用衣服 ヤッケ ユニ

フォーム及びストッキング

五 運動用特殊靴

ゴルフ靴 サッカー靴 乗馬靴 スキー靴 体

操用靴 登山靴 バスケットボール靴 ハンド

ボール靴 ボーリング靴 ボクシング靴 ホッ

ケー靴 野球靴 ラクビー靴 陸上競技用靴

第二十六類

- 一 編みレース生地 刺しゅうレース生地
- 二 組みひも テープ 房類 リボン
- 三 ボタン類
 - こはぜ 手芸用ビーズ スナップボタン ス
 - ライドフラスナー 尾錠 ボタン ホック
- 四 針類
 - 編物針 かぎ針 罎針 手縫い針 針金ピン
 - ひも通し針 帆針 まち針 ミシン針 虫針
 - メリケン針 レース針
- 五 編み棒 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫用指抜き 針刺し 針箱 (貴金属製のものを除く。) 被服用はとめ
- 六 衣服用き章 (貴金属製のものを除く。) 衣服用バッジ (貴金属製のものを除く。) 衣服用バックル 衣服用ブローチ 腕止め 帯留め ボンネットピン (貴金属製のものを除く。) ワッペン 腕章
- 七 頭飾品
 - 入れ毛 髪しん 髪止め かもじ かんざし
 - こうがい たぼ止め たぼみの つけかつら
 - 手から ねがけ ヘアネット ヘアバンド
 - ヘアピン まげ 丸ぐし 結びりボン 元結
- 八 つけあごひげ つけ口ひげ ヘアカラー (電気式のものを除く。)

第二十七類	第二十八類
<ul style="list-style-type: none"> 九 靴飾り (貴金属製のものを除く。) 靴はとめ 靴ひも 靴ひも代用金具 十 造花 <ul style="list-style-type: none"> 紙製造花 布製造花 花輪 プラスチック製造花 十一 漁網製作用杼 	<ul style="list-style-type: none"> 一 遊戯用器具 <ul style="list-style-type: none"> コリントゲーム器具 スマートボール器具 スロットマシン 抽選器 ばちんこ器具 二 囲碁用具 <ul style="list-style-type: none"> 碁石 碁け 碁盤 三 将棋用具 <ul style="list-style-type: none"> こま こま台 将棋盤
<ul style="list-style-type: none"> 一 敷き物 <ul style="list-style-type: none"> 靴ぬぐいマット 毛皮の敷き物 じゅうたん 尻敷きマット 毛せん 二 畳類 <ul style="list-style-type: none"> ござ こも 畳 畳表 畳床 畳べり 花むしろ むしろ 三 洗い場用マット 人工芝 体操用マット 四 プラスチック製の壁板、タイル及び床板 リノリューム製の壁板、タイル及び床板 五 壁掛け (織物製のものを除く。) 壁紙 	

〔特許六六〕

四 さいころ すごろく ダイスカップ ダイマ

モンドゲーム チェス用具 チェッカー用具

手品用具 ドミノ用具 マージャン用具

五 ビリヤード用具

キュー キュー用チョーク球 点数表示板

ビリヤード台

六 おもちゃ

(一) 金属製おもちゃ

おもちゃ時計 ころがしおもちゃ ゼンマ

イおもちゃ 電気式おもちゃ フリクション

おもちゃ ブローチ 呼び子 レバーアク

ションおもちゃ

(二) 木製又は竹製のおもちゃ

板物おもちゃ 抜き物おもちゃ 箱物おも

ちゃ ひき物おもちゃ

(三) 紙製おもちゃ

色紙 写し絵 折り紙 紙風船 着せ替え

切り抜き 千代紙 ぬり絵

(四) 布製おもちゃ

縫いぐるみ

(五) プラスチック製おもちゃ

型押しおもちゃ ゼンマイおもちゃ 張り

合わせおもちゃ 吹き込みおもちゃ

(六) ゴム製おもちゃ

型物おもちゃ ゴムまり 薄層物おもちゃ

張り合わせおもちゃ 焼き物おもちゃ

(七) おもちゃ楽器

オルゴール 鉄琴 ハーモニカ ピアノ

木琴

(八) セットおもちゃ

組み立てセット 大工道具セット ままごこ

とおもちゃ

(九) 縁起くまで お手玉 おはじき おもちゃ

のけん銃 おもちゃの面 おもちゃ花火 き

びがら クリスマスツリー こいのぼり 子

供用片足スクーター 自動車型幼児用四輪車

たこ 粘土 羽子板 羽根 ビー玉 目な

しだるま 揺り木馬 幼児用三輪車 幼児用

プール 幼児用歩行器 輪投げ

七 人形

(一) 日本人形

おすわり人形 五月人形及びその附属品

こけし人形 さくら人形 人形用被服 ひな

人形及びその附属品

(二) 西洋人形

人形用被服 フランス人形 マスコット人

形

八 愛玩動物用おもちゃ

九 運動用具

(一) 野球用具及びソフトボール用具

グローブ 硬式ボール ソフトボール 軟

式ボール ネット バット バットケース

- (一) 球技用具
ベース マスク ミット 胸当て
肩当て すね当て チューブ ネット ひざ当て ヘルメット ボール
- (二) 陸上競技用具
円盤 サークル スタートイングブロック
バー ハードル バトン ハンマー 砲丸
棒高跳びポール やり
- (三) テニス用具及びバドミントン用具
硬式ボール シャトルコック 軟式ボール
ネット ラケット ラケットガット ラケットケース
- (四) 卓球用具
卓球台 ネット ボール ラケット ラケットケース
- (五) ホッケー用具
スティック すね当て 手袋 パック
ボール 胸当て
- (六) ゴルフ用具
キャディーバック クラブ グリーンマー
カー ティー 手袋 ボール 練習用マット
ボーリング用具
ボーリンググローブ ボーリングバック
ボール
- (七) スキー用具

- (八) シール スキー スキーエッジ スキー
ケース 締め具 スクレーパー ストック
ヘルメット
- (九) スケート用具
アイススケートニッジ スケート靴 ロー
ラースケート
- (十) ボクシング用具
グローブ サンドバック パンチングボ
ール パンデイジ マウスピース
- (十一) 弓道用具
弦 こて 的 矢 矢筒 弓 洋弓
- (十二) フェンシング用具
サーベル スオード 手袋 フォイル マ
スク
- (十三) 剣道用具
こて 竹刀 胴 木刀 面
- (十四) 体操用具
あん馬 スプリング台 つりわ 鉄棒 跳
び箱 踏み切り板 平均台 平行棒
- (十五) 重量挙げ用具
あれい ダンベルシャフト バーベル
- (十六) 足ひれ 呼吸管 水中銃
- (十七) ウインドサーフィン用のセイル及びボード
運動用固定式自転車及びそのローラー エ
キスパンダー 組み立て式プール ゲート

ボール用具 サーフボード サポーター
シーソー 水上スキー スケートボード す
べり台 縄跳び用の縄 バラグライダー ハ
ンググライダー ビストル ぶらんこ ヘッ
ドバンド ホイッスル ボブスレー 木馬
ライン引き

十 スキーワックス
十一 釣り具

浮き おもり たも網 突き棒 釣り糸 釣
りざお 釣針 釣り用かご リール ルアー

第二十九類

一 食肉

牛肉 鶏肉 豚肉

二 食用魚介類（生きているものを除く。）

赤貝 あさり あゆ あわび いか いくら
いわし うに えび かき かずのこ かに
かれい キヤビア 鯨 こい さけ ざりが
に さんま 食用がえる すじこ すずき
すっぼん たい たこ たら たらこ にしん
はまぐり ぶり まぐろ ムール貝

三 肉製品

かす漬け肉 乾燥肉 ソーセージ 肉の缶詰
肉のつくだに 肉の瓶詰 ハム ベーコン

四 加工水産物

(一) かす漬け魚介類 かまぼこ くんせい魚介
類 塩辛魚介類 塩干し魚介類 水産物の缶

詰 水産物のつくだに 水産物の瓶詰 素干
し魚介類 ちくわ 煮干し魚介類 はんべん
フィッシュソーセージ

(二) かつお節 寒天 削り節 とろろ昆布 干
しおり 干しひじき 干しわかめ 焼きのり

五 豆

小豆 いんげん豆 えんどう豆 そら豆 大
豆 落花生

六 加工野菜及び加工果実

果実の缶詰及び瓶詰 果実の漬物 乾燥果実
乾燥野菜 ジャム 調理用野菜ジュース
チョコレートスプレッド ピーナッツバター
ひき割りアーモンド マーマレード めんま
野菜の缶詰及び瓶詰 野菜の漬物

七 卵

あひるの卵 うずらの卵 鶏卵

八 加工卵

乾燥卵 凍結卵

九 乳製品

牛乳 クリーム チーズ 乳酸飲料 乳酸菌
飲料 バター 発酵乳 粉乳（幼児用のものを
除く。） やぎ乳 羊乳 練乳

十 食用油脂

(一) 植物性油脂
オリーブ油 コーン油 ごま油 大豆油
調合油 なたね油 ぬか油 パーム油 ひま

<p>第三十類</p>	<p>わり油 やし油 落花生油</p> <p>(二) 動物性油脂 牛脂 鯨脂 骨油 豚脂</p> <p>(三) 加工油脂 硬化油 ショートニング 粉末油脂 マーガリン</p> <p>十一 カレー、シチュー又はスープのもと 即席カレー 即席シチュー 即席スープ 即席みそ汁</p> <p>十二 なめ物 きんざんじみそ たいみそ</p> <p>十三 お茶漬けのり ふりかけ</p> <p>十四 油揚げ 凍り豆腐 こんにゃく 豆乳 豆腐 納豆</p> <p>十五 食用たんばく</p>
-------------	---

<p>一 コーヒー及びココア</p> <p>(一) コーヒー コーヒー 代用コーヒー ミルクコーヒー</p> <p>(二) ココア ココア チョコレート飲料 ミルクココア</p> <p>二 コーヒー豆</p> <p>三 茶 ウーロン茶 紅茶 昆布茶 麦茶 緑茶</p> <p>四 調味料</p>	<p>(一) みそ</p> <p>(二) ウースターソース ケチャップソース しょうゆ 食酢 酢の素 そばつゆ ドレッシング シン グ ホワイトソース マヨネーズソース 焼肉のたれ</p> <p>(三) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ 水あめ</p> <p>(四) ごま塩 食塩 すりごま セロリーソルト</p> <p>(五) 化学調味料</p> <p>五 香辛料 からし粉 カレー粉 こしょう粉 さんしょう粉 ちょうじ粉 とうがらし粉 につけい粉 わさび粉</p> <p>六 食品香料(精油のものを除く。)</p> <p>七 米 脱穀済みの大麦</p> <p>八 食用粉類 くず粉 小麦粉 米粉 コーンスターチサゴ さつまいも粉 じゃがいも粉 そば粉 タピオカ とうもろこし粉 豆粉 麦粉</p> <p>九 食用グルテン</p> <p>十 穀物の加工品 うどんのめん オートフレーク オートミール 乾燥飯 強化米 ぎょうざの皮 コーンフレーク さらしあん 人造米 スパゲッティのめん そうめんのめん 即席うどんのめん 即</p>
---	--

〔特許六六〕

- 席そばのめん 即席中華そばのめん そばのめん
- 中華そばのめん 春雨 バン粉 ビーフン
- ふ 米飯の缶詰 マカロニ もち
- 十一 サンドイッチ すし ピザ べんとう
- ミートパイ ラビオリ
- 十二 菓子及びパン

(一) 和菓子

- 甘栗 甘納豆 あめ あられ あんころ
- いり栗 いり豆 おこし かりんとう ぎゅ
- うひ 金玉 氷砂糖 砂糖漬け 汁粉 汁粉
- のもと ぜんざい ぜんざいのもと せんべい
- い だんご 練り切り 水あめ みつまめ
- 蒸し菓子 もち菓子 もなか もなかの皮
- ゆで小豆 ようかん らくがん

(二) 洋菓子

- アイスキャンデー アイスクリーム ウエ
- ハース カステラ 乾パン キヤラメル
- キャンデー クッキー クラッカー コーン
- カップ シャーベット シュークリーム ス
- ボンシケーキ タフィー チューインガム
- チョコレート ドーナツ ドロップ スガー
- パイ ビスケット ボール ホットケーキ
- ポップコーン マシュマロ 焼きりんご
- ラスク ワッフル

(三) パン

- あんぱん クリームパン ジャムパン 食

第三十一類

<p>パン バンズ</p> <p>十三 即席菓子のもと</p> <p>ゼリーのものと ドーナツのものと プリンのものと ホットケーキのものと 水ようかんのものと</p> <p>十四 アイスクリームのもと シャーベットのものと</p> <p>十五 アーモンドペースト イーストパウダー</p> <p>こうじ 酵母 ベーキングパウダー</p> <p>十六 氷</p> <p>氷 卓上氷 氷柱</p> <p>十七 アイスクリーム用凝固剤 家庭用食肉軟化剤</p> <p>ホイップクリーム用安定剤 酒かす</p>	<p>一 あわ きび ごま そば とうもろこし ひえ 麦 もろこし</p> <p>二 うるしの実 コブラ 麦芽 ホップ 未加工のコルク やしの葉</p> <p>三 食用魚介類(生きているものに限る。)</p> <p>赤貝 あさり あわび いか いわし えび</p> <p>かき かに こい ざりがに すずき すっほん たい たこ はまぐり ムール貝</p> <p>四 海藻類</p> <p>あおさ 昆布 てんぐさ のり ひじきわかめ</p> <p>五 獣類、魚類(食用のものを除く。)、鳥類及び昆虫類(生きているものに限る。)</p>
--	---

六 蚕種 種繭 種卵
七 飼料 魚かす 合成飼料 米ぬか 混合飼料 しょ うゆかす 大豆油かす でん粉かす 肉粉 配 合飼料
八 釣り用餌 ^{えさ} 生き餌
九 果実 アーモンド いちご オレンジ かき カ シュウナツツ くり くるみ コーラナツツ ココナツツ すいか なし バナナ びわ ぶ どう ヘーゼルナツツ 松の実 みかん メロ ン 桃 りんご レモン
十 野菜 枝豆 かぼちゃ キャベツ きゅうり ごぼ う さつまいも さやいんげん さんしょう しいたけ しそ じゃがいも しょうが ぜん まい だいこん たけのこ ちしや 茶の葉 とうがらし トマト なす にんじん ねぎ はくさい パセリ ふき ほうれんそう まつ たけ もやし わさび わらび
十一 糖料作物 砂糖きび てんさい
十二 種子類 園芸用球根 園芸用種子 採油用種子類 種

第三十三類	第三十二類
一 日本酒 泡盛 合成清酒 しょうちゅう 白酒 清酒 直し みりん	一 ビール 黒ビール 合成ビール スタウト ラガー ビール 二 清涼飲料 ガラナ飲料 鉱泉水 コーヒーシロップ コーラ飲料 サイダー シャーベット水 シ ロップ ジンジャーエール 清涼飲料のもと 炭酸水 ラムネ レモン水 レモンスカッシュ 三 果実飲料 オレンジジュース グレープジュース トマ トジュース バインジュース りんごジュース 四 飲料用野菜ジュース 五 乳清飲料 六 ビール製造用ホップエキス
	菌 農産用球根 農産用種子 十三 木 草 芝 ドライフラワー 苗 苗木 花 牧草 盆菽 十四 生花の花輪 十五 飼料用たんばく

〔特許六六〕

第三十四類	
<p>二 洋酒 ウイスキー ウォッカ ジン ビターズ ブ ランデー ラム リキュール 三 果実酒 いちご酒 なし酒 ぶどう酒 りんご酒 四 中国酒 ウチャビチュー カオリヤンチュー パイ カル ラオチュー 五 薬味酒 梅酒 虎骨酒 にんじんきなてつぶどう酒 はちみつ酒 保命酒 松葉酒 まむし酒</p>	<p>一 たばこ かぎたばこ かみたばこ 紙巻たばこ 刻み たばこ 葉たばこ 葉巻きたばこ 二 紙巻きたばこ用紙 三 喫煙用具（貴金属製のものを除く。） させる させる筒 たばこ入れ たばこ紙巻 き器 たばこケース たばこホルダー たばこ 盆 灰皿 バイブ バイブ掃除器 バイブ用吸 収紙 ハッカパイプ 葉巻きたばこ用カタ フィルター マッチ支持具 ライター ライ ター石 ライター用液化ガス入りボンベ 四 マッチ 安全マッチ 硫黄マッチ 黄りんマッチ パ ラフィンマッチ</p>

第三十五類	
<p>一 広告 (一) 雑誌による広告の代理 新聞による広告の代理 テレビジョンによる広告の代理 ラジ オによる広告の代理 (二) 車両の内外における広告の代理 (三) 屋外広告物による広告 アドバルーンによる広告 看板による広告 はり紙による広告 (四) 街頭及び店頭における広告物の配布 商品 の実演による広告 郵便による広告物の配布 (五) 広告文の作成 ショーウィンドーの装飾 二 経営の診断及び指導 市場調査 商品の販売 に関する情報の提供 三 財務書類の作成又は監査若しくは証明 四 職業のあつせん 医師のあつせん 科学技術者のあつせん 家 政婦のあつせん 看護婦のあつせん クリーニ ング技術者のあつせん 歯科医師のあつせん 助産婦のあつせん 調理師のあつせん 通訳の あつせん 配せん人のあつせん 美容師のあつ せん マネキンのあつせん モデルのあつせん 薬剤師のあつせん 理容師のあつせん 五 競売の運営 六 輸出入に関する事務の代理又は代行 七 書類の複製 速記 筆耕 文書又は磁気テ</p>	

<p>第三十六類</p> <p>八 プのファイリング</p> <p>九 建築物における来訪者の受付及び案内</p> <p>十 広告用具の貸与 タイプライター、複写機及びワードプロセッサの貸与</p>	<p>一 預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ</p> <p>二 資金の貸付け及び手形の割引</p> <p>三 内国為替取引</p> <p>四 債務の保証及び手形の引受け</p> <p>五 有価証券の貸付け</p> <p>六 金銭債権の取得及び譲渡</p> <p>七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり</p> <p>八 両替</p> <p>九 金融先物取引の受託</p> <p>十 金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地若しくはその定著物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け</p> <p>十一 債券の募集の受託</p> <p>十二 外国為替取引</p> <p>十三 信用状に関する業務</p> <p>十四 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</p> <p>十五 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</p>
<p>引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>十六 有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>十七 外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>十八 有価証券の引受け</p> <p>十九 有価証券の売出し</p> <p>二十 有価証券の募集又は売出しの取扱い</p> <p>二十一 株式市況に関する情報の提供</p> <p>二十二 生命保険契約の締結の媒介 生命保険の引受け 損害保険契約の締結の代理 損害保険に係る損害の査定 損害保険の引受け 保険料率の算出</p> <p>二十三 建物の管理 建物の貸借の代理又は媒介 建物の貸与 建物の売買 建物の売買の代理又は媒介 建物又は土地の鑑定評価 土地の管理 土地の貸借の代理又は媒介 土地の貸与 土地の売買 土地の売買の代理又は媒介</p> <p>二十四 建物又は土地の情報の提供</p> <p>二十五 骨董品の評価 美術品の評価 宝玉の評価</p> <p>二十六 当せん金付証券の発売</p>	<p>〔特許六六〕</p>

〔特許六六〕

- 二十七 企業の信用に関する調査
- 二十八 税務相談 税務代理
- 二十九 慈善のための募金

第三十七類

- 一 建築一式工事 しゅんせつ工事 土木一式工事 舗装工事
- 二 石工事 ガラス工事 鋼構造物工事 左官工事 大工工事 タイル、れんが又はブロックの工事 建具工事 鉄筋工事 塗装工事 とび、土工又はコンクリートの工事 内装仕上工事 板金工事 防水工事 屋根工事
- 三 管工事 機械器具設置工事 さく井工事 電気工事 電気通信工事 熱絶縁工事
- 四 船舶の修理又は整備 船舶の建造
- 五 航空機の修理又は整備 自転車の修理 自動車の修理又は整備 鉄道車両の修理又は整備 二輪自動車の修理又は整備
- 六 映写機の修理又は保守 エレベーターの修理又は保守 火災報知機の修理又は保守 写真機械器具の修理又は保守 事務用機械器具の修理又は保守 暖冷房装置の修理又は保守 電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路、磁気ディスクその他の周辺機器を含む。）の修理又は保守 電話機の修理 土木機械器具の修理又は保守 パーナー

第三十八類

- の修理又は保守 ボイラーの修理又は保守 ポンプの修理又は保守 ラジオ受信機又はテレビジョン受信機の修理 冷凍機械器具の修理又は保守
- 七 家具の修理 傘の修理 楽器の修理又は保守 金庫の修理又は保守 靴の修理 時計の修理 又は保守 はさみ研ぎ及びほうちよう研ぎ
- 八 毛皮製品の手入れ又は修理 洗濯 被服の修理 被服のプレス
- 九 煙突の清掃 建築物の外壁の清掃 し尿処理槽の清掃 窓の清掃 床敷物の清掃 床磨き 浴槽又は浴槽がまの清掃
- 十 電話機の消毒 有害動物の防除（農業、園芸又は林業に関するものを除く。）
- 十一 土木機械器具の貸与 床洗浄機の貸与 モップの貸与
- 一 移動体電話による通信 テレックスによる通信 電子計算機端末による通信 電報による通信 電話による通信 ファクシミリによる通信 無線呼出し
- 二 テレビジョン放送 有線テレビジョン放送 ラジオ放送
- 三 報道をする者に対するニュースの供給
- 四 電話機、ファクシミリその他の通信機器の貸与

第三十九類	<p>一 鉄道による輸送</p> <p>貨物車による輸送 ケーブルカーによる輸送 モノレールによる輸送 旅客車による輸送 ロープウェイによる輸送</p> <p>二 車両による輸送</p> <p>貨物自動車による輸送 軽車両による輸送 タクシーによる輸送 二輪自動車による輸送 ハイヤーによる輸送 バスによる輸送</p> <p>三 船舶による輸送</p> <p>貨物船による輸送 客船による輸送 タンカーによる輸送 フェリーボートによる輸送</p> <p>四 航空機による輸送</p> <p>ターボジェット機による輸送 プロペラ機による輸送 ヘリコプターによる輸送</p> <p>五 貨物のこん包 貨物の輸送の媒介</p> <p>六 船舶の貸与、売買又は運航の委託の媒介 船舶の引揚げ 水先案内</p> <p>七 主催旅行の実施 旅行者の案内 旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理、媒介又は取次ぎ</p> <p>八 寄託を受けた物品の倉庫における保管 他人の携帯品の一時預り</p> <p>九 ガスの供給 電気の供給 水の供給</p> <p>十 倉庫の提供 駐車場の提供</p>
-------	---

第四十類	<p>十一 コンテナの貸与 自動車の貸与 船舶の貸与 パレットの貸与</p> <p>一 布地、被服又は毛皮の加工処理（乾燥処理を含む。）</p> <p>乾燥処理 染色処理 耐火加工 耐久プレス加工 漂白処理 防縮加工 防水加工 防皺加工 防虫加工</p> <p>二 裁縫 ししゅう</p> <p>三 電気めっき フライス削り 焼きなまし 焼戻し 溶融めっき</p> <p>四 映画用フィルムの現像 写真の引き伸ばし 写真の焼付け 写真用フィルムの現像</p> <p>五 製本</p>
第四十一類	<p>一 技芸、スポーツ又は知識の教授</p> <p>生け花の教授 学習塾における教授 空手の教授 着物着付けの教授 剣道の教授 高等学校における教育 語学の教授 国家資格取得講座における教授 茶道の教授 自動車運転の教授 柔道の教授 小学校における教育 水泳の教授 そろばんの教授 大学における教授 中学校における教育 テニスの教授 ピアノの教授 美容の教授 舞踊の教授 簿記の教授 理容の教授 洋裁の教授 和裁の教授</p>

〔特許六六〕

- 二 動物の調教
- 三 植物の供覧 動物の供覧 図書及び記録の供覧 美術品の展示
- 四 映画、演芸、演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営 映画の上映、制作又は配給 演芸の上演 演劇の演出又は上演 音楽の演奏 放送番組の制作
- 五 ゴルフの興行の企画、運営又は開催 相撲の興行の企画、運営又は開催 ボクシングの興行の企画、運営又は開催 野球の興行の企画、運営又は開催
- 六 競馬の企画、運営又は開催 競輪の企画、運営又は開催 競艇の企画、運営又は開催 小型自動車競走の企画、運営又は開催
- 七 音響用又は映像用のスタジオの提供
- 八 運動施設の提供
 - ゴルフ場の提供 スキー場の提供 スケート場の提供 体育館の提供 テニス場の提供 プールの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供 陸上競技場の提供
- 九 娯楽施設の提供
 - 囲碁所又は将棋所の提供 スロットマシン場の提供 ダンスホールの提供 ばちんこホールの提供 ビリヤード場の提供 マージャン荘の提供 遊園地の提供

第四十二類

- 十 興行場の座席の手配
- 十一 映写機及びその附属品の貸与 映写フィルム の貸与 楽器の貸与 スキー用具の貸与 スキンダイビング用具の貸与 テレビジョン受信機の貸与 図書の貸与 ラジオ受信機の貸与 レコード又は録音済み磁気テープの貸与 録画済み磁気テープの貸与
- 一 宿泊施設の提供 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ
- 二 飲食物の提供
 - (一) 日本料理を主とする飲食物の提供
うどん又はそばの提供 うなぎ料理の提供 すしの提供 てんぷら料理の提供 とんかつ料理の提供
 - (二) 西洋料理を主とする飲食物の提供
イタリア料理の提供 スペイン料理の提供 フランス料理の提供 ロシア料理の提供
 - (三) 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供
インド料理の提供 広東料理の提供 四川料理の提供 上海料理の提供 北京料理の提供
 - (四) アルコール飲料を主とする飲食物の提供
茶、コーヒー、ココア、清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供

〔特許六六〕

- 三 美容 理容
- 四 入浴施設の提供
- 五 写真の撮影
- 六 オフセット印刷 グラビア印刷 スクリーン印刷 石版印刷 凸版印刷
- 七 気象情報の提供 求人情報の提供
- 八 結婚又は交際を希望する者への異性の紹介 婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供
- 九 葬儀の執行 墓地又は納骨堂の提供
- 十 一般廃棄物の収集及び処分 産業廃棄物の収集及び処分
- 十一 庭園又は花壇の手入れ 庭園樹の植樹 肥料の散布
- 十二 雑草の防除 有害動物の防除（農業、園芸又は林業に関するものに限る。）
- 十三 建築物の設計 測量 地質の調査
- 十四 デザインの考案 電子計算機のプログラム の設計、作成又は保守
- 十五 医薬品、化粧品又は食品の試験、検査又は研究 建築又は都市計画に関する研究 公害の防止に関する試験又は研究 電気に関する試験又は研究 土木に関する試験又は研究 農業、畜産又は水産に関する試験、検査又は研究
- 十六 工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務 訴訟事件その他に関する法律事務

- 著作権の利用に関する契約の代理又は媒介
登記又は供託に関する手続の代理
- 十七 通訳 翻訳
 - 十八 施設の警備 身辺の警備
 - 十九 個人の身元又は行動に関する調査
 - 二十 あん摩、マッサージ及び指圧 医療 栄養の指導 家畜の診療 きゅう 健康診断 歯科 医療 柔道整復 調剤はり
 - 二十一 保育所における乳幼児の保育 老人の養護
 - 二十二 編機の貸与 衣服の貸与 植木の貸与 計測器の貸与 コンバインの貸与 祭壇の貸与 自動販売機の貸与 消火器の貸与 超音波診断装置の貸与 展示施設の貸与 電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路、磁気ディスク、磁気テープその他の周辺機器を含む。）の貸与 布団の貸与 ミシンの貸与 ルームクーラーの貸与

備考

一 別表に掲げられていない商品又は役務の分類に際しては、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国

際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類の一般的注釈に即するものとし、次のいづれかに従うこととする。

- (一) 完成品である商品は、その機能又は用途に従って、別表に掲げられている比較の可能な他の完成品から類推して分類する。
- (二) 原材料となる商品は、別表に掲げられている比較の可能な他の原材料から類推して分類する。
- (三) 他の特定の商品の一部となることのみを用途とする商品は、当該他の特定の商品と同一の類に分類する。
- (四) 商品は、その主たる原材料に従って分類する。
- (五) 容器は、その収容する商品と同一の類に分類する。
- (六) 役務は、別表に掲げられている比較の可能な他の役務から類推して分類する。
- (七) 役務の提供の用に供される物品の貸与は、当該役務と同一の類に分類する。
- (八) (六)及び(七)により分類することができない役務は、第四十二類に分類する。

本表…一部改正〔昭和五〇年九月通産令八五号〕、全部改正〔平成三年一〇月通産令七〇号〕